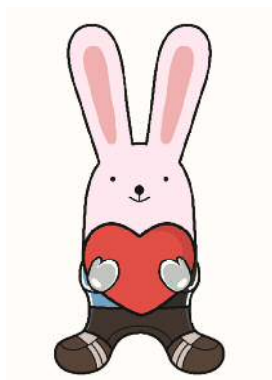


川崎市自殺対策の推進に関する報告書

(平成27年度版)



平成28年11月

川崎市健康福祉局

はじめに

全国の自殺者数は、平成10年以降14年連続して、年間3万人を超える状況が続いておりました。平成24年以降は年間3万人を下回りましたが、依然として深刻な社会問題となっております。

川崎市においても、近年は減少傾向に転じたものの、現在も毎年200人以上の方が亡くなられている深刻な状況が続いております。

自殺は多くが追い込まれた末の死で、その多くが防ぐことのできる社会的な問題です。

川崎市では、平成25年12月に川崎市議会において、「川崎市自殺対策の推進に関する条例」が議員提案により制定され、同条例第9条1項に基づき、平成27年3月に自殺対策総合推進計画を策定いたしました。

本市としましては、計画に基づき、身近な地域の多様な主体と協働しながら、安心して暮らせる社会の実現を目指して、取組を進めているところです。

この自殺対策の推進に関する報告書は、「川崎市自殺対策の推進に関する条例」第11条1項に基づき、平成27年度の自殺対策総合推進計画の進捗状況及び目標の達成状況の評価並びに市の自殺の概要についてとりまとめたものであり、今後の施策の推進に活用してまいります。

本書を御覧いただきまして、本市の自殺総合対策の現状について御理解いただければ幸いに存じます。

2016年11月

川崎市長 福田 紀彦

目次

第1章 川崎市における自殺の概要

1	自殺死亡率及び川崎市の自殺者数の経年推移	1
2	自殺者の年齢階級別・男女別状況	2
3	自殺者の職業別状況	3
4	自殺の原因・動機状況	3
5	自殺未遂歴の状況	5
6	区別の自殺者数の推移	5
7	川崎市の区別の年齢調整済み自殺死亡率	5
8	神奈川県内の3政令指定都市の年齢調整済み自殺死亡率	6
9	平成27年度実施の自損事故による救急搬送と救急受診等の実態調査概要	7
10	川崎市の自殺の実態からみた今後の取組	9

第2章 川崎市における自殺対策の基本的な枠組み

1	川崎市における自殺対策の経緯	11
2	自殺対策総合推進計画の推進体制	14
3	自殺対策総合推進計画の概要	16
4	自殺総合対策を推進するうえでの基本的認識	17
5	地域包括ケアシステム推進ビジョンにおける自殺対策の推進について	18

第3章 平成27年度の自殺対策の実施状況

1	3つの会議体の開催状況	19
2	条例第9条第1項に規定された9つの事項ごとの実施状況について	

方針1 自殺の実情を知る

- (1) 自殺の防止等に関する調査研究の推進並びに情報の収集、整理、分析及び提供
- (2) 自殺の防止等に関する市民の理解の増進

目次

方針2 自殺防止のためにつながる

- (3) 自殺の防止等に関する人材の確保、養成及び資質の向上・・・・・・・・・・ 2 1
- (4) 職域、学校、地域等における市民の心の健康の保持に関する体制の整備・・・・・・・・ 2 2
- (5) 自殺の発生を回避するための相談その他の適切な対処を行う体制の整備及び充実・ 2 3
- (6) 民間団体の行う自殺の防止等に関する活動に対する支援・・・・・・・・・・ 2 5

方針3 自殺防止のために支える

- (7) 自殺防止に向けた早期かつ適切な医療を提供するための体制の整備・・・・・・・・ 2 5
- (8) 自殺未遂者に対する支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 6
- (9) 自殺者及び自殺未遂者の親族に対する支援・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 6

第4章 目標の達成状況と評価

- 1 自殺対策総合推進計画の定量的目標について・・・・・・・・・・ 2 8
- 2 定量的目標の達成状況と評価について・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 8
- 3 自殺対策の定性的な評価について・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 9

参考

- 1 計画の取組項目の27年度における実施状況について・・・・ 3 2
- 2 本報告書に対する川崎市自殺対策評価委員会からの意見・ 7 9

資料1 川崎市自殺対策の推進に関する条例・・・・・・・・・・ 8 3

資料2 川崎市地域自殺総合対策推進連絡会議要綱・・・・・・・・ 8 6

資料3 川崎市自殺対策総合推進会議設置要綱・・・・・・・・・・ 8 8

資料4 川崎市自殺対策評価委員会委員名簿・・・・・・・・・・ 9 1

第1章 川崎市における自殺の概要

1 川崎市の自殺者数及び自殺死亡率の経年推移

全国では、厚生労働省「人口動態統計」による自殺者数と比べ、警察庁の自殺統計原票を集計した結果（以下「自殺統計」という。）による自殺者数が多い（いずれの統計も年度ではなく年単位で集計）。その理由は、（1）厚生労働省の人口動態統計は国内の日本人を対象としているが、警察庁の自殺統計は総人口（国内の外国人も含む。）を対象としていること、（2）厚生労働省の人口動態統計は、自殺、他殺あるいは事故死のいずれか不明のときは自殺以外で処理し、死亡診断書等について作成者から自殺の旨訂正報告がない場合は自殺に計上していないが、警察庁の自殺統計は捜査等により自殺であると判明した時点で自殺統計原票を作成していることによる。川崎市の場合は、全国と異なり、自殺統計による自殺者数と比べ、人口動態統計による自殺者数が多い傾向にあり、今後その理由を明らかにする必要がある。

さて、神奈川県、横浜市、相模原市、川崎市の4県市で構成する「かながわ自殺対策会議」では、平成17年から神奈川県警察本部より自殺統計原票による神奈川県警察本部集計データの提供を受け、川崎市の状況について集計を行っている。それによると、川崎市の自殺者数は、平成17年から平成21年までは増加傾向にあったが、その後は減少傾向である。（表1参照）

平成27年の自殺者数は平成26年より4人減少して212人であった。

自殺死亡率は、全国、神奈川県と同様に減少傾向を示している。

表1. 川崎市、神奈川県、全国の自殺者数の推移（自殺統計）

	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
川崎市自殺者数(人)	215	237	254	285	288	267	268	249	220	216	212
川崎市自殺死亡率	16.2	17.7	18.5	21.1	20.4	18.7	18.7	17.9	15.3	15.1	14.5
神奈川県自殺者数(人)	1,669	1,639	1,845	1,818	1,835	1,849	1,852	1,644	1,558	1,422	1,382
神奈川県自殺死亡率	19.0	18.6	20.8	20.4	20.5	20.4	20.5	18.1	17.2	15.6	15.2
全国自殺者数(人)	32,552	32,155	33,093	32,249	32,845	31,690	30,651	27,858	27,283	25,427	24,025
全国自殺死亡率	25.5	25.2	25.9	25.3	25.8	24.9	23.9	21.8	21.4	19.8	18.9

※自殺死亡率とは、人口10万人あたりの自殺者数

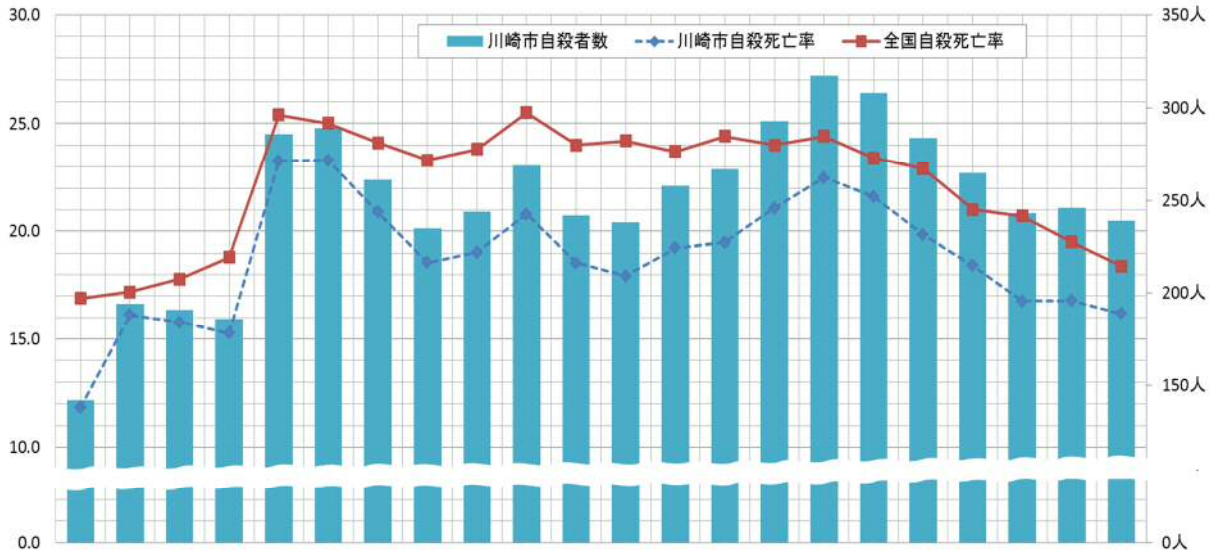
※全国の自殺者数及び自殺死亡率は警察庁資料より抜粋

※H21年、H22年、H25年の川崎市自殺者数については発見地の計上違いにより、内閣府ホームページ提供データと数が異なっている。

厚生労働省の人口動態統計によると、全国と同様に平成10年に自殺死亡が急増した。その後、一旦は減少傾向を示したが、平成18年から平成21年までは増加傾向に転じ、その後は、警察庁の自殺統計と同様に減少傾向にあり、平成27年の自殺者数は239人^{*}である。（図1参照）。

※図1の自殺者数については、「平成27年人口動態統計（確定数）の概況」による。

図1. 川崎市と全国の自殺者数の推移（人口動態統計）



	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
川崎市自殺者数	142	194	191	186	286	289	261	235	244	269	242	238	258	267	293	317	308	284	265	243	246	239
川崎市自殺死亡率	11.8	16.1	15.8	15.3	23.3	23.3	20.9	18.6	19.0	20.8	18.5	17.9	19.2	19.5	21.1	22.5	21.6	19.8	18.4	16.8	16.8	16.2
全国自殺者数	20,923	21,420	22,138	23,494	31,755	31,413	30,251	29,375	29,949	32,109	30,247	30,553	29,921	30,827	30,229	30,707	29,554	28,896	26,433	26,063	24,417	23,152
全国自殺死亡率	16.9	17.2	17.8	18.8	25.4	25.0	24.1	23.3	23.8	25.5	24.0	24.2	23.7	24.4	24.0	24.4	23.4	22.9	21.0	20.7	19.5	18.4

2 自殺者の年齢階級別・男女別状況

これ以降、特に断りのない場合は、警察庁の自殺統計をもとに川崎市の自殺の実態を示す。

年齢階級別では、それぞれの年で変動はあるものの、「40歳未満」、「40歳以上60歳未満」、「60歳以上」がそれぞれ3分の1程度を占める。男女比はおおよそ7対3である。（表2参照）

表2. 年齢階級別、男女別の自殺者数の推移

(1)年齢階級別自殺者数と割合(%)

	H21		H22		H23		H24		H25		H26		H27	
	自殺者数	割合	自殺者数	割合	自殺者数	割合	自殺者数	割合	自殺者数	割合	自殺者数	割合	自殺者数	割合
～19歳	5	1.7	6	2.2	10	3.7	6	2.4	4	1.8	3	1.4	7	3.3
20～29歳	37	12.8	28	10.5	39	14.6	48	19.3	28	12.7	31	14.4	30	14.2
30～39歳	53	18.4	36	13.5	51	19.0	35	14.1	44	20.0	37	17.1	36	17.0
40～49歳	58	20.1	56	21.0	51	19.0	50	20.1	47	21.4	42	19.4	35	16.5
50～59歳	45	15.6	48	18.0	40	14.9	30	12.0	28	12.7	38	17.6	40	18.9
60～69歳	49	17.0	48	18.0	40	14.9	40	16.1	36	16.4	30	13.9	23	10.8
70～79歳	28	9.7	26	9.7	25	9.3	31	12.4	19	8.6	20	9.3	27	12.7
80歳以上	13	4.5	18	6.7	12	4.5	9	3.6	13	5.9	14	6.5	14	6.6
総数	288	100.0	267	100.0	268	100.0	249	100.0	220	100.0	216	100.0	212	100.0

*H22、H25、H26の自殺者総数には年齢不詳者を各1人含むため、年代ごとの割合の和は100とらない。

(2)男女別自殺者数と割合(%)

	H21		H22		H23		H24		H25		H26		H27	
	自殺者数	割合	自殺者数	割合	自殺者数	割合	自殺者数	割合	自殺者数	割合	自殺者数	割合	自殺者数	割合
男	199	69.1	180	67.4	184	68.7	177	71.1	166	75.5	134	62.0	147	69.3
女	89	30.9	87	32.6	84	31.3	72	28.9	54	24.5	82	38.0	65	30.7
総計	288	100.0	267	100.0	268	100.0	249	100.0	220	100.0	216	100.0	212	100.0

3 自殺者の職業別状況

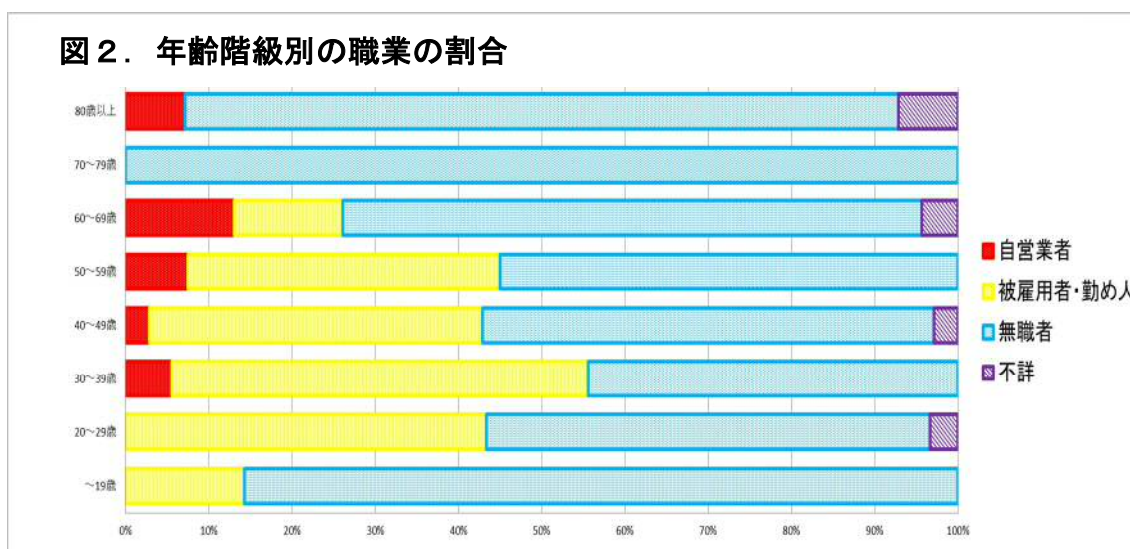
職病別では、無職が最も多く、およそ6割を占める。

なお、無職者については、学生や主婦も含まれる。(表3参照)

表3. 職業別の自殺者の推移

	H21		H22		H23		H24		H25		H26		H27	
	自殺者数	割合	自殺者数	割合	自殺者数	割合	自殺者数	割合	自殺者数	割合	自殺者数	割合	自殺者数	割合
自営業者	21	7.3	14	5.2	15	5.6	10	4.0	21	9.5	9	4.2	10	4.7
被雇用者・勤め人	75	26.0	73	27.3	97	36.2	70	28.1	61	27.7	72	33.3	64	30.2
無職者	182	63.2	171	64.0	152	56.7	167	67.1	128	58.2	132	61.1	134	63.2
不詳	10	3.5	9	3.4	4	1.5	2	0.8	10	4.5	3	1.4	4	1.9
総計	288	100.0	267	100.0	268	100.0	249	100.0	220	100.0	216	100.0	212	100.0

年齢階級別では、20歳から59歳で被雇用者・勤め人の割合が高い。(図2参照)



4 自殺の原因・動機状況

原因・動機別で、健康問題がおよそ3割を占めて、原因・動機が示された中では最も高い(不詳はおよそ4割)。

年齢階級別では、10代を除くどの年代においても、健康問題が最も多くを占めている。(図3・表4参照)

遺書等の原因・動機の判断材料を遺しているのは6割である。(表5参照)

図3. 原因・動機別の自殺者数の推移

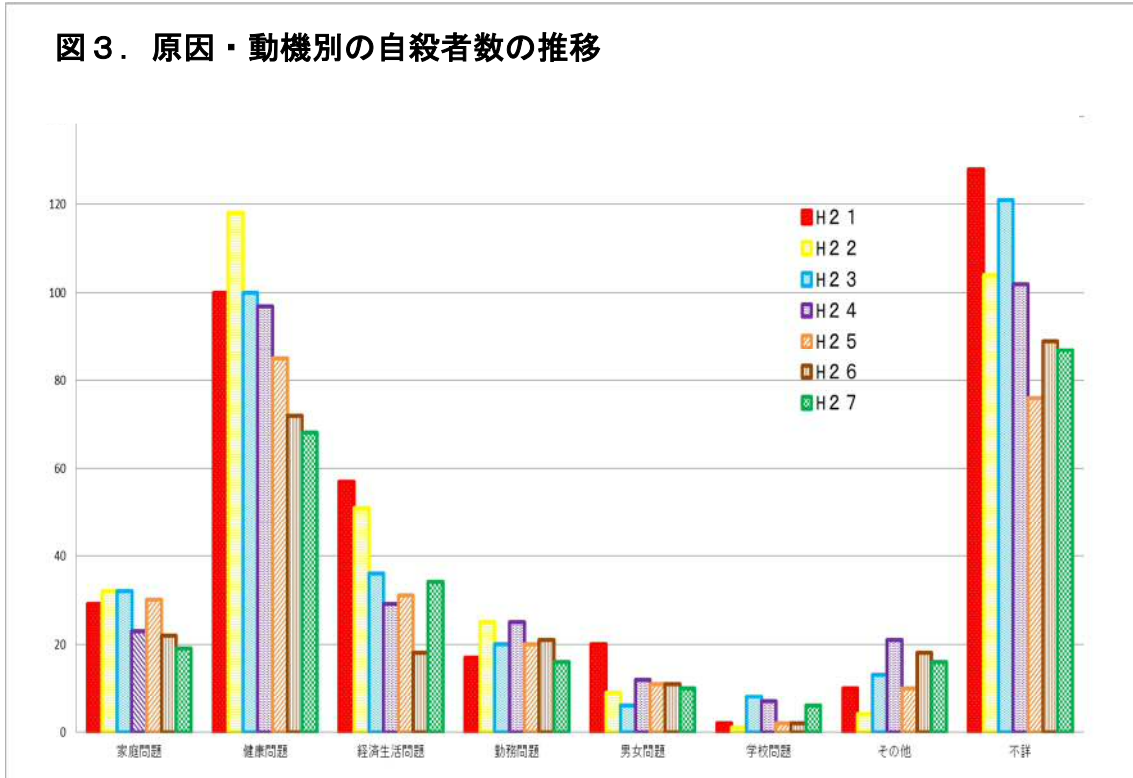


表4. 原因・動機別の自殺者数の推移

	H21		H22		H23		H24		H25		H26		H27	
	件数	割合 (実数割)	件数	割合 (実数割)	件数	割合 (実数割)	件数	割合 (実数割)	件数	割合 (実数割)	件数	割合 (実数割)	件数	割合 (実数割)
家庭問題	29	10.1	32	12.0	32	11.9	23	9.2	30	13.6	22	10.2	19	9.0
健康問題	100	34.7	118	44.2	100	37.3	97	39.0	85	38.6	72	33.3	68	32.1
経済生活問題	57	19.8	51	19.1	36	13.4	29	11.6	31	14.1	18	8.3	34	16.0
勤務問題	17	5.9	25	9.4	20	7.5	25	10.0	20	9.1	21	9.7	16	7.5
男女問題	20	6.9	9	3.4	6	2.2	12	4.8	11	5.0	11	5.1	10	4.7
学校問題	2	0.7	1	0.4	8	3.0	7	2.8	2	0.9	2	0.9	6	2.8
その他	10	3.5	4	1.5	13	4.9	21	8.4	10	4.5	18	8.3	16	7.5
不詳	128	44.4	104	39.0	121	45.1	102	41.0	76	34.5	89	41.2	87	41.0

(注)原因・動機は3つ以内の複数計上可能であり、実数割の割合(%)については自殺者総数に基づき算出している。

表5. 原因・動機別の判断材料の割合

	H21		H22		H23		H24		H25		H26		H27	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
遺書	112	38.9	109	40.8	92	34.3	81	32.5	91	41.4	77	35.6	75	35.4
自殺サイト・メール等書き込み	14	4.9	12	4.5	12	4.5	20	8.0	7	3.2	11	5.1	14	6.6
その他の生前の言動	50	17.4	58	21.7	61	22.8	57	22.9	49	22.3	39	18.1	41	19.3
該当なし	126	43.8	102	38.2	115	42.9	100	40.2	76	34.5	89	41.2	87	41.0

(注)「原因・動機別の判断材料」は複数選択可能であるが割合(%)については自殺者総数より算出している。

5 自殺未遂歴の状況

自殺者の4人に1人に自殺未遂歴が報告されている。

参考までに言うと、全国的な傾向としては、すべての年齢階級で、自殺未遂歴が「あり」の者の割合は、男性よりも女性が多い。(表6参照)

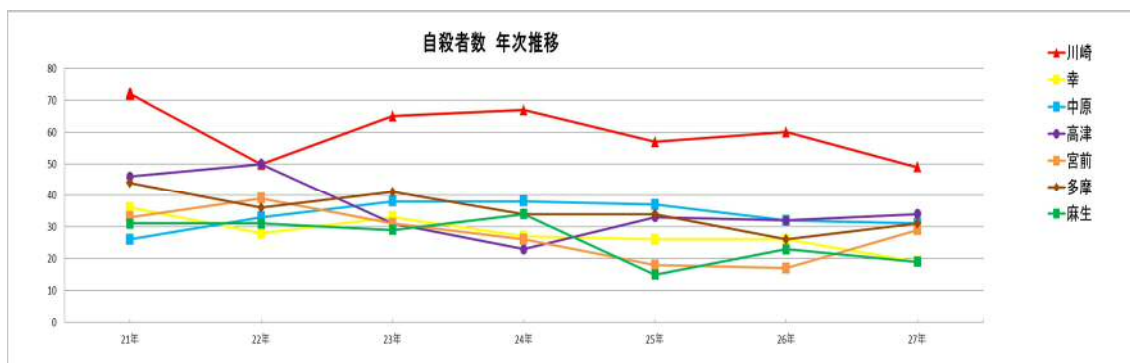
表6. 自殺者における自殺未遂者の有無

自殺未遂歴の有無	H21		H22		H23		H24		H25		H26		H27	
	自殺者数(人)	割合(%)	自殺者数(人)	割合(%)	自殺者数(人)	割合(%)	自殺者数(人)	割合(%)	自殺者数(人)	割合(%)	自殺者数(人)	割合(%)	自殺者数(人)	割合(%)
未遂歴あり	54	18.8	48	18.0	54	20.1	55	22.1	53	24.1	53	24.5	53	25.0
未遂歴なし	165	57.3	146	54.7	153	57.1	138	55.4	132	60.0	129	59.7	128	60.4
不詳	69	24.0	73	27.3	61	22.8	56	22.5	35	15.9	34	15.7	31	14.6
総計	288	100	267	100	268	100	249	100	220	100	216	100	212	100

6 区別の自殺者数の推移

区別の自殺者数は、川崎区が他の区と比較して多い。(図4参照)

図4. 区別自殺者の推移



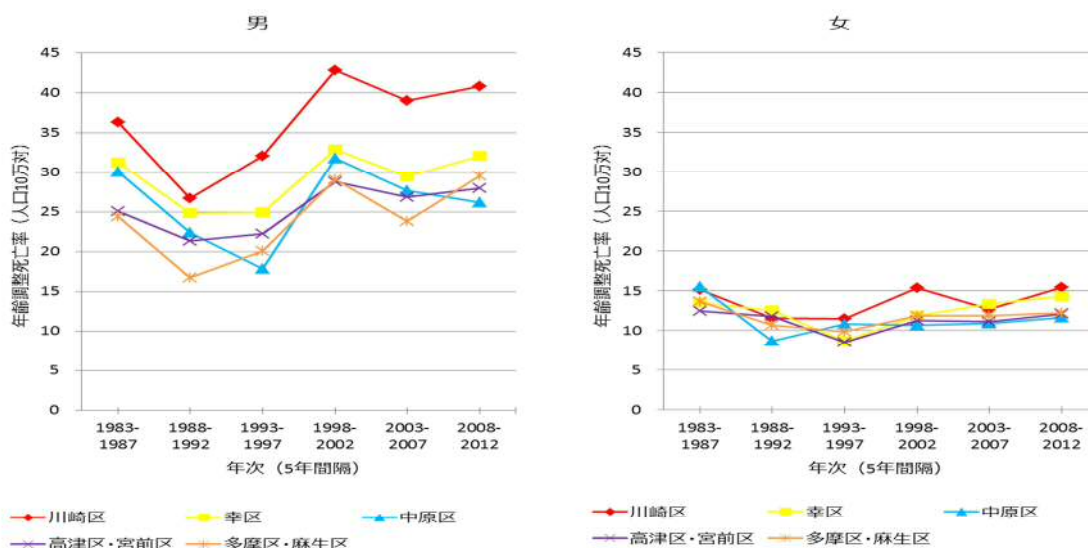
7 川崎市の区別の年齢調整済み自殺死亡率

(人口10万対；1983年～2012年)

年齢調整死亡率とは、年齢構成の異なる地域間で死亡状況の比較ができるように、集団の年齢構成の違いを調整した死亡率のことである(昭和60年モデル人口を基に補正)。年齢調整死亡率を用いることによって、年齢構成の異なる集団について、年齢構成の相違の影響を調整したうえで地域比較や年次比較をすることが可能になる。

人口動態統計による区別の年齢調整済み自殺死亡率では、男性では川崎区が突出して高いが、女性では区ごとの差は小さい。(図5参照)

図5. 区別年齢調整済み自殺死亡率の推移（人口動態統計）



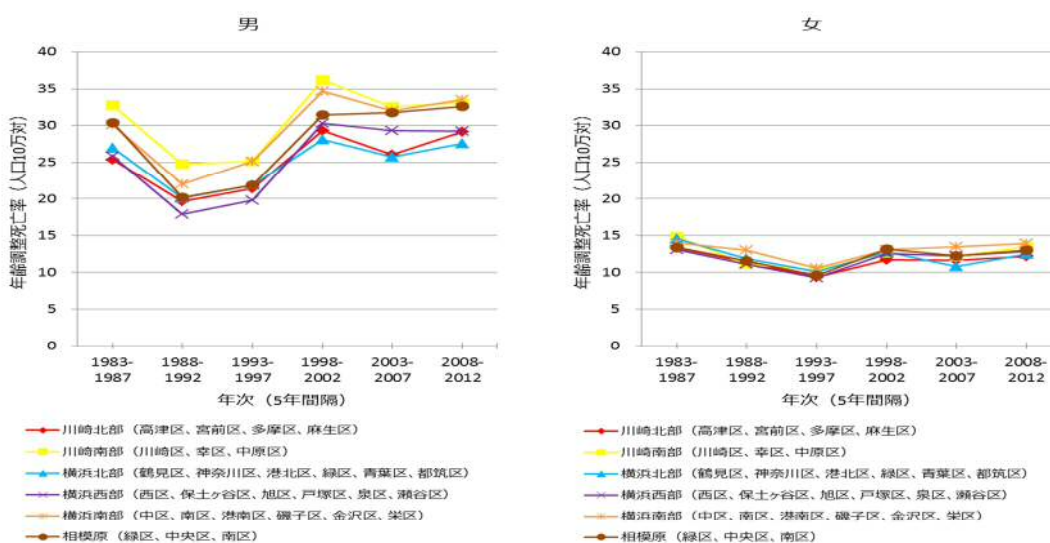
「自殺対策のための自殺死亡の地域統計 1983-2012」

(<http://www.ncnp.go.jp/ikiru-hp/genjo/toukei/index.html>) 第7表をもとに作成

8 神奈川県内の3政令指定都市の年齢調整済み自殺死亡率 (医療圏別；人口10万対；1983年～2012年)

人口動態統計による神奈川県内の3政令指定都市の比較では、男性では川崎市南部は高いグループに属しているが、女性ではその差は小さい。(図6参照)

図6. 神奈川県内3政令指定都市の年齢調整済み自殺死亡率の推移（人口動態統計）



「自殺対策のための自殺死亡の地域統計 1983-2012」

(<http://www.ncnp.go.jp/ikiru-hp/genjo/toukei/index.html>) 第6表をもとに作成

9 平成27年度実施の自損事故による救急搬送と救急受診等の実態調査概要

川崎市における自殺未遂者支援構築の示唆を得る目的で、川崎市における自損行為（自らの過失などが原因で、けがをしたり、損害を受けたりすること）による救急搬送事例の実態を調査した。

川崎市消防局が平成26年1月1日から同年12月31日までの1年間に救急出動を行った事例のうち、事故種別が自損行為によるもので、救急搬送を実施した事例441件のデータ提供を受けて分析を行った。なお川崎市消防局年報によると平成26年の出動は64,897件あり、そのうち自損事故による搬送人員は471件（0.7%）であった。本調査ではほぼ全数のデータ提供を受けたことになる。

441件の23.1%は川崎区で発生したものであり（図7参照）、総人口10万対比でも他の区と比べて発生件数が多かった（図8参照）。ただし発生区ごとにみた自損行為による救急搬送の発生率と、自殺死亡率（自殺統計、住居地ベース）との間に明らかな傾向は見いだせなかった。

図7 区ごとの自損行為による救急搬送の発生件数

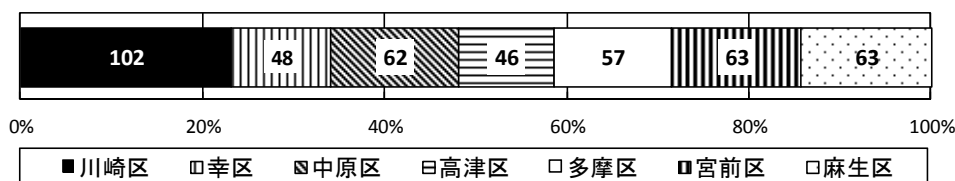
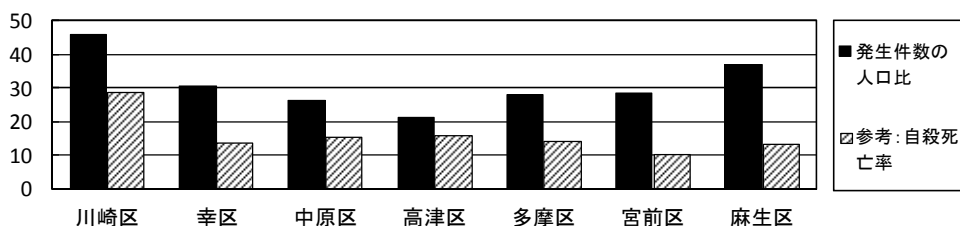


図8 区ごとの発生件数の総人口10万対比と自殺死亡率



搬送先医療機関は川崎市立川崎病院（川崎区）が151件（34.2%）、日本医科大学武蔵小杉病院（中原区）が107件（24.3%）、聖マリアンナ医科大学救命救急センター（宮前区）が100件（22.7%）で、これら3病院で358件（81.2%）を占めた。

自損行為の手段は薬物多飲が150件（34.0%）でもっとも多く、次いで切創（リストカット・刺創含む）が74件（16.8%）、縊頸が59件（13.4%）であった。なお手段の特定に至らなかった事例が123件（27.9%）あった。（表7参照）

表 7 自殺行為の手段（複数回答）

	発生件数
薬物多飲	150
切創	74
縊頸	59
挫傷	25
服毒	9
練炭・一酸化炭素中毒	6
飛び降り	5
多量飲酒	4
入水	2
不詳、未記入	123

事例の既往歴に何らかの精神疾患が記載されていたものは186件（42.2%）であった。精神疾患との記載はあるものの詳細不明の事例が26件（5.7%）あった。（表8参照）

表 8 自損行為による救急搬送事例の有する精神疾患（複数回答）

精神疾患	件数
うつ病	86
統合失調症	30
双極性感情障害	19
パニック障害	17
特定不能の不安障害	9
情緒不安定性パーソナリティ障害	6
心的外傷後ストレス障害	6
アルコール依存症	5
多重人格障害	5
摂食障害	4
注意欠陥多動性障害	3
適応障害	3
強迫性障害	3
特定不能のパーソナリティ障害	2
社会（社交）不安障害	2

広汎性発達障害	1
薬物依存症	1
精神疾患、詳細不明	26

- 年間の件数にして自殺既遂のおよそ2倍の自損行為による救急搬送が行われ、そのほとんどは薬物多飲や切創および縊頸といった自殺関連行動によることが明らかとなった。
- 対策を検討するうえで重要な情報と考えられる自損の手段や精神疾患の有無は、現状の搬送データからは必ずしも十分に把握できなかった。
- 心理学的剖検データベースを活用した自殺の原因分析ではアルコール使用障害と自殺との関連が示唆されているが、搬送データの既往歴からこれを特定できるものは少なかった。
- 自損行為による救急搬送データと3病院の医療機関データのレコードリンクージュによる分析を行い、川崎市の自殺未遂者対策の構築に役立てていくことが期待される。

10 川崎市の自殺の実態からみた今後の取組

平成17年に神奈川県警本部よりデータの提供を受けるようになって以降、自殺者数が最も増加した年は平成21年であり、この年より減少に転じている。

自殺死亡者数は、自然変動の中で減少が起こっている可能性も考慮する必要があるが、国、神奈川県も同様の減少傾向にあることから、自殺対策基本法とそれに基づく取り組みの充実、自殺ハイリスク者の支援につながる施策の効果が考えられる。

川崎市の自殺対策の特徴は「川崎市自殺対策の推進に関する条例」（以下「条例」という。）をもとに「川崎市自殺対策総合推進計画」（以下「計画」という。）が定められ、条例制定以前の取り組みを基盤に、組織的・継続的な取組に発展してきたことであり、川崎市の自殺の実態と科学的根拠を踏まえた、川崎市らしい対策にさらに発展させていく必要がある。

ここでは川崎市の自殺の実態を簡潔にまとめ、今後の自殺の実態把握の方向を述べる。

年齢階級別は、それぞれの年で変動はあるものの、「40歳未満」、「40歳以上60歳未満」、「60歳以上」がそれぞれ3分の1くらいを占める。男女比はおおよそ7対3である。

原因・動機別で、健康問題がおおよそ3割を占めており、原因・動機が示された中では最も高い（不詳はおおよそ4割）。年齢階級別に見ると、10歳代を除くどの年代においても健康問題が最も高い。

区別の年齢調整済み自殺死亡率では、男性では川崎区が突出して高いが、女性では区ごとの差は小さい。神奈川県内の3政令指定都市の地域間比較では、男性では川崎市南部は高いグループに属するが、女性では地域間の差は小さい。

川崎市消防局が平成26年1月1日から同年12月31日までの1年間に救急出動を行った事例のうち、事故種別が自損行為によるもので、救急搬送を実施した事例の23.1%は川崎区で発生したものであり、総人口10万対比で見ても他の区と比べて発生件数が多かった。搬送先医療機関は川崎市立川崎病院（川崎区）が151件（34.2%）、日本医科大学武蔵小杉病院（中原区）が107件（24.3%）、聖マリアンナ医科大学救命救急センター（宮前区）が100件（22.7%）で、これら3病院で358件（81.2%）を占めた。

川崎市の自殺対策の発展のためには、自殺の実態分析をさらに進めることによって、各区の特徴に応じた対策を進める必要がある。現在、帝京大学医学部附属溝口病院への委託事業や川崎市自殺対策評価委員会等を活用して、人口動態統計等を活用した自殺の分析、自損事故による救急搬送事例調査を行う準備を進めており、これらの成果の活用が期待される。



第2章 川崎市における自殺対策の基本的な枠組み

1 川崎市における自殺対策の経緯

全国と同様、川崎市においても平成10年に自殺死亡率は急増した。川崎市においては平成14年の精神保健福祉センター設置以降、うつ病の相談並びに家族セミナー等を実施し、平成17年度には市民意識実態調査にこころの健康というテーマで自殺に関する設問を設けた。

平成18年度には、事前対応に関わる事業として、自殺の危険を示すサインや危険に気づいたときの対応方法等の理解を促進することを目的に、市民を対象とする「こころの健康セミナー」を開始した。

平成19年度には、自殺総合対策の推進を図る体制整備として、様々な分野の関係機関・団体による多角的な検討を行うことを目的に、司法・医療・福祉・民間・行政関係機関等から構成される「かながわ自殺対策会議」を神奈川県・横浜市との3県市共同で設置し、首都圏の8都県市による自殺対策キャンペーン連絡調整会議を設置した。なお、平成22年に政令指定都市に移行した相模原市が加わり、それぞれ4県市共同、9都県市共同となった。また、市内の自殺総合対策に係る関係課等の密接な連携と協力を図るため、川崎市総合自殺対策市内連絡会議を設置した。その他に、事後対応に関わる事業として、神奈川県と合同で自死遺族の相談支援を目的とする自死遺族の集いを開始した。

平成20年度には、自殺総合対策の推進を図るため、川崎市の自殺に関する統計分析を多角的に行い、各区の自殺の現状の把握や原因を究明し、自殺総合対策の基礎資料を作成することを目的とする川崎市自殺対策統計分析の業務委託を開始した。また、事前対応に関わる事業として、うつ病について診断や治療技術の向上を図り、うつ病の早期発見・早期治療につなぐことを目的に、身体科医師を対象とする「かかりつけ医うつ病対応力向上研修委託事業」を開始したほか、自殺問題の知識や自殺念慮者、自死遺族への支援に関する理解の促進を目的に、市内相談関係機関の従事者を対象とする自殺対策相談支援基礎研修を開始した。さらに、自殺総合対策の推進を図る体制整備として、自殺対策に係る普及啓発に関する情報の共有並びに協議、連携することを目的とするかながわ自殺対策会議普及啓発部会を神奈川県・横浜市と共同で設置した。

平成21年度には、事前対応に関わる事業として、自殺予防の取り組みを周知することを目的とする自殺予防街頭キャンペーンを「かながわ自殺対策会議」の普及啓発活動の一環として開始し、支援の実際を学び、自殺関連相談技術を向上させることを目的に、市内相談関係機関の従事者を対象とする自殺対策相談支援技術研修を開始した。また、危機介入に関わる事業として、川崎区をモ

デル地区高齢者を対象としたうつ病のスクリーニングや民生委員等を対象とした普及啓発事業を開始した。さらに、事後対応に関わる事業として、孤立しがちな自死遺族の相談を受け、適切な支援につなげることを目的とする川崎市自死遺族ホットラインを設置し、平成19年度から神奈川県と合同で開催していた自死遺族の集いを川崎市単独の開催とした。また、これらの事業を効率的に進めるため、精神保健福祉センターに専任の自殺予防対策担当を設置した。

平成22年度には、事前対応に関わる事業として、自殺関連相談技術の向上やゲートキーパーという役割への理解の促進を目的に、保健、医療、福祉等機関の従事者を対象とする自殺予防セミナーの実施や、自殺予防の考え方を中心とした自殺対策に関する知識等の普及啓発を目的とする市内学校の教職員を主な対象とする自殺対策に関する学校出前講座を開始した。また、危機介入に関わる事業として、自殺未遂者への適切な対応が自殺企図防止に有効となるため、今後の効果的な自殺未遂者対策の推進及び自殺未遂者対策を行う上での基礎資料の作成を目的とする川崎市における自殺企図患者・自傷行為患者に関する対応事業を開始した。

平成23年度には、川崎市自殺対策推進キャラクター「うさっぴー」が誕生し、普及啓発資材を作成するなど、自殺対策に係る普及啓発活動を進めた。

平成25年度には、健康福祉委員会から発議の提案がなされたことをきっかけに、条例を制定し、平成26年4月に施行した。

また、それぞれの地域の実情に応じた対策を講じていく必要性の高まりから、平成20年度より設置していた4区市共同のかながわ自殺対策会議の普及啓発部会を解消し、各区市に地域部会を設置した。

平成26年度には、条例を踏まえ、平成20年度より設置していた川崎市総合自殺対策庁内連絡会議を廃止し、新たに川崎市自殺対策総合推進会議を設置した。

また、条例に基づき、川崎市自殺対策総合推進会議を中心に、計画を平成27年3月に策定した。

平成27年度には、この計画に基づき、川崎市自殺対策総合推進会議に加えて、川崎市地域自殺総合対策推進連絡会議と川崎市自殺対策評価委員会を設置し、現在の推進体制となった。(P16図9参照)

表9 川崎市における自殺対策の経緯

年	取組
平14	<ul style="list-style-type: none"> ・精神保健福祉センター設置 ・うつ病の相談並びに家族セミナーの開催を開始
平15	
平16	
平17	<ul style="list-style-type: none"> ・市民意識実態調査(現市民アンケート)を実施
平18	<ul style="list-style-type: none"> ・第1回こころの健康セミナーを開催
平19	<ul style="list-style-type: none"> ・神奈川県と合同で自死遺族の集いの開催を開始 ・神奈川県・横浜市と共同でかながわ自殺対策会議を設置 ・八都県市(※)共同で八都県市自殺対策キャンペーン連絡調整会議を設置 ・川崎市総合自殺対策庁内連絡会議を設置
平20	<ul style="list-style-type: none"> ・かながわ自殺対策会議普及啓発部会を設置 ・川崎市医師会へかかりつけ医うつ病対応力向上研修会の委託を開始 ・自殺対策相談支援基礎研修を開始 ・帝京大学医学部付属溝口病院への統計分析業務委託を開始
平21	<ul style="list-style-type: none"> ・自殺予防街頭キャンペーンを開始 ・自殺対策相談支援技術研修を開始 ・川崎区モデル地区とした事業を川崎市地域自殺対策ハイリスク者への対応事業委託事業として開始 ・川崎市自死遺族ホットラインを設置 ・自死遺族の集いの開催を市単独での開催に変更 ・精神保健福祉センターに専任の自殺予防対策担当を設置
平22	<ul style="list-style-type: none"> ・自殺対策に関する学校出前講座を開始 ・帝京大学医学部附属溝口病院への委託事業の一環として、従事者支援向けの自殺予防セミナーを開始 ・帝京大学医学部附属溝口病院への未遂者支援事業委託を開始
平23	<ul style="list-style-type: none"> ・川崎市自殺対策キャラクターうさびー誕生
平24	<ul style="list-style-type: none"> ・川崎市フロンターレ市政記念試合にうさびー登場
平25	<ul style="list-style-type: none"> ・かながわ自殺対策会議普及啓発部会を解消 ・川崎市自殺対策の推進に関する条例を制定
平26	<ul style="list-style-type: none"> ・川崎市総合自殺対策庁内連絡会議を廃止し、川崎市自殺対策総合推進会議を設置 ・自殺対策総合推進計画策定
平27	<ul style="list-style-type: none"> ・川崎市地域自殺総合対策推進連絡会議設置 ・自殺対策評価委員会設置

※東京都・神奈川県・埼玉県・千葉県・横浜市・川崎市・さいたま市・千葉市

2 自殺対策総合推進計画の推進体制

川崎市においては、健康福祉局障害保健福祉部精神保健課と精神保健福祉センターが事務局となって、川崎市自殺対策総合推進会議、川崎市地域自殺総合対策推進絡会議、川崎市自殺対策評価委員会という3つの会議体を運営、連携させることで自殺対策を推進している。(P16 図9参照)

川崎市自殺対策総合推進会議は、平成26年度4月に設置され、副市長が議長を務め、17名の関係部局の局長・区長で構成されており、自殺対策を推進するために必要な計画及び施策の策定、自殺対策に関する情報交換及び調査、分析や庁内の関係課等による自殺対策に係る調整又は連携に関すること等を所管し、自殺総合対策の円滑な推進を図っている。この会議には課長級の幹事会を設けている。

川崎市地域自殺総合対策推進絡会議は、平成27年度4月に設置され、自殺予防に関わる学識者や、司法、医療、労働、経済、福祉、教育といった15の関係機関や民間団体、行政機関で構成されており、自殺対策に係る総合計画や関係機関等の情報交換、自殺対策に関する連絡調整、自殺対策事業に関する調査、研究及び情報交換に関することを所管し、自殺総合対策の円滑な推進を図っている。

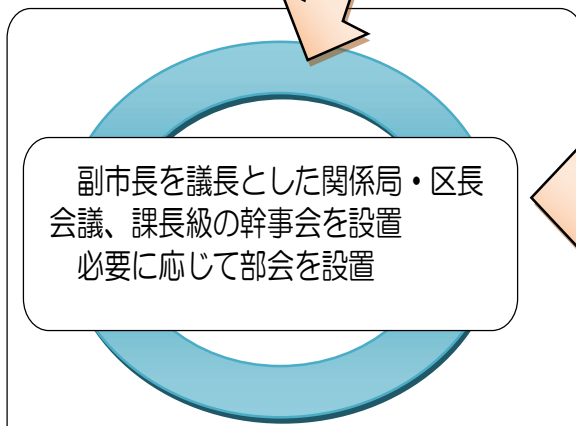
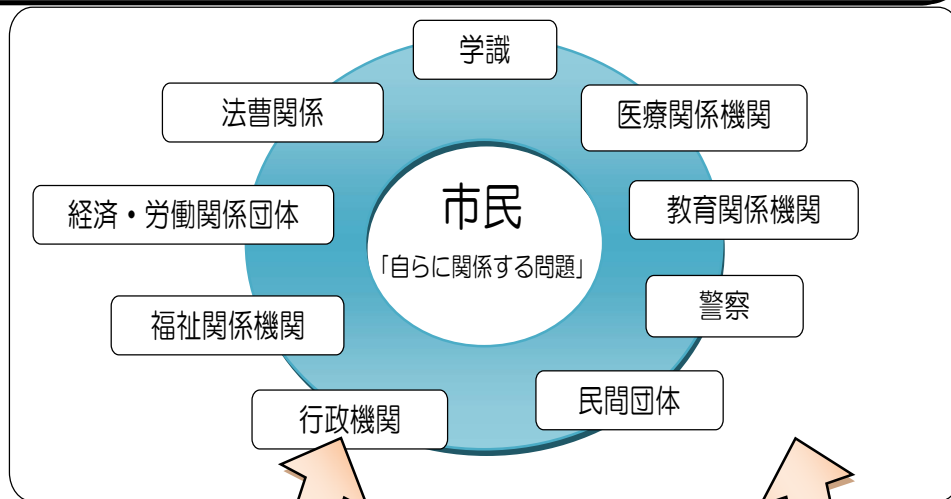
川崎市自殺対策評価委員会は、平成27年度4月に設置され、学識経験者3名、医師1名、市職員1名の計5名で構成されており、計画の進捗状況及び目標の達成状況の評価並びに自殺対策に係る重要事項について調査・審議している。



図9 推進体制

川崎市地域自殺総合対策推進連絡会議

自殺予防に関わる法曹・医療等関係機関、民間団体等が自殺予防に関わる共通認識を持ち、連携内容を検討確認し、事業実施における実務担当者間の連携促進をめざします。



学識経験者と、医療、保健福祉などの各分野の委員により構成

川崎市自殺対策評価委員会
 自殺対策総合推進計画の進捗状況及び目標の達成状況についての評価を行います。

川崎市自殺対策総合推進会議（庁内体制）
 ●各部署における実施体制を整備します。
 ●地域に応じた自殺対策を総合的、多角的に推進していきます。

健康福祉局精神保健課・精神保健福祉センターが、事務局として対策を推進していきます。

3 自殺対策総合推進計画の概要

計画は、国の自殺対策基本法及び自殺総合対策大綱を参考に、自殺を個人的な問題のみではなく社会全体で取り組む問題としてとらえ、市民一人ひとりが自らと無関係ではない事として意識すること、また、身近な地域の多様な主体と協働し、安心して暮らせるまちづくりと自殺に追い込まれない社会の実現をめざして、平成27年3月に策定した。

計画では、「身近な地域の多様な主体と協働し、安心して暮らせるまちづくりと自殺に追い込まれない社会の実現を目指す」という基本理念、「ひとりでも多くのいのちを守る」という計画の目標を実現するために、

方針1 「自殺の実情を知る」

方針2 「自殺防止のためにつながる」

方針3 「自殺防止のために支える」

という3つの基本方針を掲げている。

また、条例第9条第1項に規定された

- (1) 自殺の防止等に関する調査研究の推進並びに情報の収集、整理、分析及び提供
- (2) 自殺の防止等に関する市民の理解の増進
- (3) 自殺の防止等に関する人材の確保、養成及び資質の向上
- (4) 職域、学校、地域等における市民の心の健康の保持に関する体制の整備
- (5) 自殺の発生を回避するための相談その他の適切な対処を行う体制の整備及び充実
- (6) 民間団体の行う自殺の防止等に関する活動に対する支援
- (7) 自殺防止に向けた早期かつ適切な医療を提供するための体制の整備
- (8) 自殺未遂者に対する支援
- (9) 自殺者及び自殺未遂者の親族に対する支援

という9つの事項に関して必要な取組を進めることとしている。

自殺対策の数値目標については、平成29年の自殺者数を、平成25年の人口動態統計における自殺者数243人（自殺率16.8）より減少させるよう、自殺者減少傾向を維持することを目指すとしている。

また、計画の期間は、平成29年度までの目標達成に向けて、平成27年度からの3年間としている。

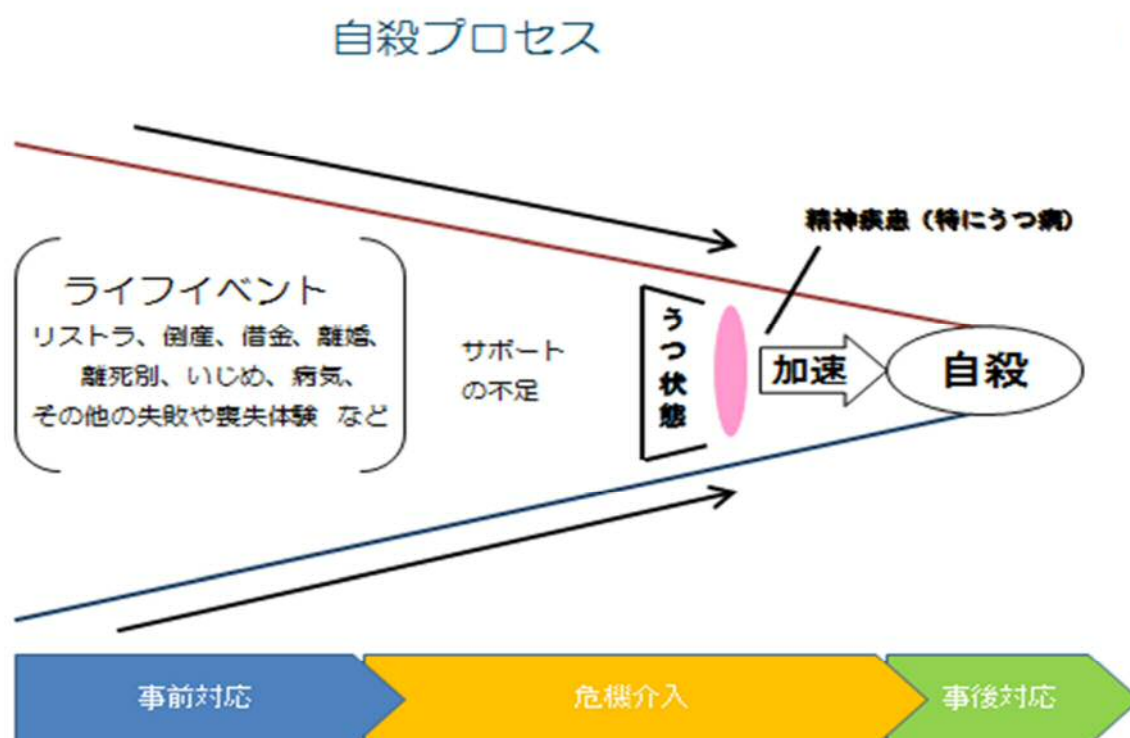
4 自殺総合対策を推進するうえでの基本的認識

自殺はある日突然に起こるわけではなく、無意識のうちに自殺に追い込まれてしまうプロセス（自殺プロセス）があり、その途中の段階で、悩みの解決や、困難な状況に至る前の助け合いや相互扶助関係、自分自身を大切にできる自己肯定感の醸成までを含めた、総合的対策が必要であるとの考え方を基本に置いている。（図10参照）

また、自殺対策を進めるにあたっては、自殺プロセスの考え方にのっとり、検討すべき領域、段階、対象者のライフステージごとに検討を進めることとしている。

検討すべき領域としては、生活している地域の中での「周囲の人々による支援領域」と、医学的治療を含む「専門的支援領域」の2つを考慮し、具体的に介入していく段階を「事前対応」、「危機介入」、「事後対応」の3つの段階にとらえ、ライフステージを「小児期」、「思春期」、「成人期」、「高齢期」に大別し、対策を進めている。

図10 自殺プロセス図



作成：帝京大学医学部附属溝口病院
精神神経科教授 張 賢徳

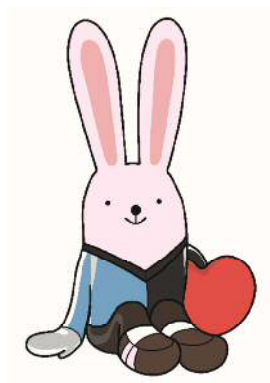
5 地域包括ケアシステム推進ビジョンにおける自殺対策の推進について

川崎市では、平成27年3月に「川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョン」（以下「推進ビジョン」という。）を策定し、高齢者をはじめ、障害者や子ども・子育て世帯などに加え、現時点で他者からの支援を必要としない方々を含めた「全ての地域住民」を対象として、「地域包括ケアシステム」の構築を推進することとしている。

また、推進ビジョンにおいては、「川崎らしい都市型の地域包括ケアシステムの構築による誰もが住み慣れた地域や自ら望む場で安心して暮らし続けることができる地域の実現」という基本理念を掲げ、これを達成するための基本的な視点等を設定している。

川崎市自殺対策総合推進計画では、推進ビジョンを上位概念として、「身近な地域の多様な主体と協働し、安心して暮らせるまちづくりと自殺に追い込まれない社会の実現を目指す」という基本理念を掲げ、この基本理念を達成するため、「自殺や精神疾患に関する啓発、地域や各組織における互助意識の醸成による、相談への抵抗軽減と孤立の防止」、「支援者間、および組織の連携強化による相談のアクセシビリティ向上と支援の包括的提供」により、市民が安心して生活し、その結果として、自殺者数および自殺死亡率が減少することを目指すとしている。

「地域包括ケアシステム」の構築とともに、推進ビジョンを上位概念とする他の計画や施策との連携を図ることにより、計画における取組の進捗と計画が目指す自殺者の減少につながることを期待される。



第3章 平成27年の自殺対策の実施状況

1 3つの会議体の開催状況

(1) 川崎市自殺対策総合推進会議

平成27年度は、第1回を平成27年5月に開催し、計画の概要及び今後のスケジュールについて報告を行った。

第2回は平成28年1月に開催し、平成26年の警察庁の自殺統計及び厚生労働省の人口動態統計の分析結果や川崎市地域自殺総合対策推進連絡会議及び川崎市自殺対策評価委員会の開催状況、本報告書の参考資料としている計画の取組項目の27年度における実施状況の集約について確認を行った。

(2) 川崎市地域自殺総合対策推進連絡会議

平成27年度は、第1回を平成27年8月に開催し、自殺対策に係る関係機関の密接な連携と協力により、本市における自殺総合対策を円滑に進めるという会議の趣旨から、まず自殺についての基本認識を共有するために、計画及び自殺プロセスを中心とした自殺についての基礎知識について説明した後に、自所属団体の紹介とそれぞれにおける自殺対策に関連する取組について意見を交換した。

続いて、第2回を平成28年1月に開催し、共有が必要なテーマも多様となることから、高齢者の自殺問題をテーマとし、自殺予防の考え方や対策を共有・検討することとした。家族と同居している高齢者にも自殺が多いことから、周囲とのつながりをどのように作るか、多世代の交流、認知症とうつとの関連等の課題について意見を交換した。

平成27年度は会議体の立ち上げ初年度ということもあり、参加団体それぞれの分野における取組や特徴の相互認識や計画及び自殺プロセスを中心とした自殺についての基礎知識、自殺予防の基本的な考え方の共有化を図った。

(3) 川崎市自殺対策評価委員会

平成27年度は、平成27年8月に開催し、市の取組を評価することが活動の1つであることを確認し、計画の取組項目の確認と意見交換を行った。次に、今後川崎市の自殺対策を進めるうえで、ベースラインとして自殺及び防止対策の実態把握が必要であることから、①自殺既遂の分析、②自損事故による救急搬送と3次救急における対応の分析（自殺未遂の分析）、③地域自殺総合対策推進連絡会議の活動促進のための方法の検討の3つの活動に川崎市自殺対策評価委員会としても取り組むことを確認した。最後に計画期間である平成27年度

から29年度までの3年間の評価委員会のスケジュールについて確認した。

計画の取組項目の確認と意見交換では、市民アンケートの実施や普及啓発事業、人材育成事業等について意見を得た。市民アンケートについては、評価委員の意見を参考に採択に向けて質問内容の検討を進めた。

また、自殺既遂の分析については、分析に必要な人口動態調査票の厚生労働省に対する使用申請を行うための準備を進めた。自損事故による救急搬送事例調査については、第1章(9)に記載の自損事故による救急搬送と救急受診等の実態調査報告書を取りまとめた。地域自殺総合対策推進連絡会議の活動促進のための方法の検討については、今後の会議の進め方への意見や実施するアンケートへの助言を得た。

2 条例第9条第1項に規定された9つの事項ごとの実施状況について (取組の所管等詳細については、P33以降参照)

方針1 自殺の実情を知る

(1) 自殺の防止等に関する調査研究の推進並びに情報の収集、整理、分析及び提供

- 自殺の防止等に関する情報の分析として、神奈川県警察署本部より提供された自殺統計及び厚生労働省の人口動態調査のうち、死亡要因が自殺によるものについて、基本集計を行った。(取組1)
- 人口動態調査を用いた自殺と福祉サービス等の利用状況との関連の分析についての検討や自損事故による救急搬送と救急受診等の実態調査を行った。(取組1、取組4)
- 自殺の防止等に関する情報の提供として、神奈川県警察署本部より提供された自殺統計の基本集計などの報道への提供や精神保健福祉センターのホームページへの掲載を行った。ホームページには自殺についての基本的認識や相談に関する案内も掲載した。(取組2)
- 川崎市自殺対策総合推進計画には、自殺の防止等に関する情報の収集として、かわさき市民アンケートにおける調査の実施を挙げていることから、調査項目の検討を進めた。(取組3)

(2) 自殺の防止等に関する市民の理解の増進

- 普及啓発事業として、メンタルヘルスや自殺についての正しい理解、様々な相談窓口の情報を届けることを目的に、啓発物の配布等を行った。また、地域のコミュニティスペースとして、高齢者を対象に開催されている「まちなんがわ」にて、こころの健康講座を行った。(取組6、9)

- 各区役所において、こころの健康づくりやこころの健康に影響する身体の健康保持について、主に市民を対象とした講話を行った。(取組7)
- 産業保健分野への普及啓発事業として、冊子「かわさき労働情報」に、こころの健康に関する記事、及び相談窓口等の案内を掲載し、こころの健康障害などに起因する自殺を未然に防ぐための啓発を行った。(取組8)
- 子どもに自分の存在を肯定し、他者を尊重することの重要性を伝えることを目的に「いのち、こころの教育」として豊かな人間関係を育むためのプログラムや研修会を行った。(取組5)

方針2 自殺防止のためにつながる

(3) 自殺の防止等に関する人材の確保、養成及び資質の向上

- 児童・思春期の支援に関する事例検討や庁内各機関を対象とした自殺対策の基礎知識についての講義を含むグループ演習を取り入れた地域での連携のための事例検討、医療・保健・福祉等機関従事者を対象とした「自殺予防セミナー」において、希死念慮や自殺関連行動に関するグループワークを行った。加えて、自損事故による救急搬送と救急受診等の実態調査等をとおして、消防本部、救急救命医療機関と、自殺未遂者支援について意見交換を行った。(取組13、16、18、25)
- 川崎市内の小中高等学校の教職員に向けたメンタルヘルス、自殺予防に関する講座や新任課長研修におけるメンタルヘルス・自殺予防に関する講義、様々な立場の人を対象に、ゲートキーパーの役割や異なる立場の役割に関する講座を行った。(取組14、15、17)
- 市内の保健福祉に関する従事者を対象とした研修における、自殺予防の基礎知識に関する研修や地域の相談支援の中核となる人材の養成を目的とした事例検討におけるファシリテート研修、4縣市協調でかかりつけ医等医師を対象に、早い段階でうつ病等の精神的疾患に気づき、治療につながるための研修を行った。(取組16、21、22)
- 自殺対策の基礎知識の説明を含む各区保健福祉関係者との意見交換や内閣府、自殺予防総合対策センターの主催する自殺総合対策に関する研修への職員の派遣、事後対応に係る支援者向け手引きの作成に向けた検討を行った。(取組15、19、24)
- 母子保健に携わる職員のスキルアップを図るための研修や自殺予防総合対策センター発行の冊子を活用した遺児支援のための研修を行った。(取組10、23)
- 人権尊重教育をすべての教育活動の基盤として位置づけ、児童生徒の豊かな心を育むことができる教員の養成を目的に、様々なライフステージに応じた

研修における人権尊重教育に係る講演や、各校の人権尊重教育推進担当者を対象にした講演を行った。(取組11)

- 児童生徒の心の健康問題に対処するため、養護教諭等が行う健康相談に対する精神科医等による援助や相談事例に基づいた医学的な情報提供や研修会を行った。(取組12)
- 神奈川県私立中学校協会では、協会加盟校の教職員を対象にいじめ等防止に関する研修会を行った。(取組26)
- 地域のがん診療に関わる医師・医療従事者向けに身体症状を緩和するためのスキル習得やがん患者とその家族の心のケアのための研修会やがん体験者による講演を行った。(取組20)

(4) 職域、学校、地域等における市民の心の健康の保持に関する体制の整備

- 市内公立学校の児童・生徒に対する自殺予防を目的とした出前講座やうつ病治療中の患者の家族にうつ病の基礎知識や療養中の対応方法を学んでもらう「うつ病家族セミナー」を行った。(取組27、35)
- アルコール関連問題に関する支援者からの相談への対応やこころの健康や病気の悩みに関する市民を対象とした匿名電話相談、社会的ひきこもりの状態にある人やその家族が抱える精神保健的課題について支援を行った。(取組32、33、34)
- 神奈川メンタルヘルス会議における情報共有やアルコール依存症や健康飲酒についての基礎知識を掲載したリーフレットや相談窓口を案内する相談カードの作成、配布を行った。(取組30、32)
- 各区役所において、社会福祉職・保健師による精神保健福祉に関する相談事業や精神科嘱託医による精神保健相談クリニックを行った。(取組41)
- 各区役所において、こころの健康づくりやこころの健康に影響する身体の健康保持について、主に市民を対象とした講座を行った。(取組29・取組7再掲)
- 介護予防活動の育成・支援を目的に普及啓発や指導・育成、グループ支援といった一次予防事業や二次予防事業・暮らしの元気度チェック等を行った。(取組36)
- 介護予防・生きがいづくりの観点から、各区役所と協力して、外出機会の確保、地域との交流等に支援を必要とする要援護高齢者で、要介護認定を受けていない方を対象としたデイサービスの提供や老人いこいの家での事業を行った。(取組37、38)
- 平成17年4月に川崎市職員メンタルヘルス対策基本方針を定め、平成26年4月からは川崎市職員メンタルヘルス対策推進計画に基づき、心の健康増

進・予防対策（1次予防対策）として、快適な職場環境づくりとして安全衛生委員会等での取組や広報誌「れいんぼう」等によるセルフケアの普及啓発、セルフケアハンドブック等の作成・配布・ホームページへの掲載、その他セルフケアに関する研修を行った。また、早期発見・早期対応・療養支援（2次予防対策）として、管理監督者研修、管理監督者のためのメンタルヘルス対策の手引の作成と周知、相談体制の充実、適切な療養支援の取組を強化した。さらに復職支援・再発予防（3次予防対策）を職場・関係部署等と連携して取り組んだ。（取組28）

- がん患者とその家族の日常の悩みや不安の相談の場としてがんサロンの開催や院外の方に対する生活や経済面に対する不安等の相談の場として面接や電話によるがん相談を行った。（取組31）
- 区・教育担当のもとにスクールソーシャルワーカーを配置し、課題を抱える児童生徒の支援を行った。（取組39）
- 市立中学校には全校配置、市立小学校は要請に応じて、高等学校へは週1回程度、学校巡回カウンセラーを派遣し、児童生徒、保護者、教職員に対する相談やアセスメント、コンサルテーションを行った。（取組40）
- 学校こころの緊急支援事業については、専門医を学校に派遣する「心の健康相談支援事業」と重複するため、平成27年度にはこれらを統合した。（取組42）
- 神奈川産業保健総合支援センターでは、メンタルヘルスに関する各種研修や小規模事業場へのメンタルヘルス対策実施支援、地域産業保健センターにおける相談を行った。（取組43）

（5） 自殺の発生を回避するための相談その他の適切な対応を行う体制の整備及び充実

- 川崎市における自殺対策を包括的に進めることを目的に、様々な関係機関や民間団体、行政機関と協議、検討を行う川崎市地域自殺総合対策推進連絡会議を設置・開催した。（取組62）
- 失業を中心に、住まい、債務、メンタルについてなど生活困窮者の複合的な課題に対応するため、だいJOBセンター（生活自立・仕事相談センター）を設置し、相談面接とともにハローワーク、行政窓口や病院等の関係機関への同行を行うなど、寄り添い型の相談支援を行った。（取組55）
- 協力事業者と行政機関、関係機関等で見守りネットワークの構築に取り組み、事業活動の中で、異変や支援を必要としている方を発見した場合に相互連携を図った。（取組58）
- 市内9箇所福祉事務所において、面接相談員を配置して生活相談に応じ、

- 相談者個々の相談内容に即した助言を行った。(取組56)
- 各区役所において、認知症等により要介護となった人の家族を対象とした介護教室の開催や家族からの相談への対応を行った。(取組59)
 - 各区役所において、市内に在住・在勤・在学の方を対象に、市職員及び市民相談員が相談の総合案内や日常生活での困り事等の相談に応じる市民相談や、弁護士、司法書士、専門相談員等が専門知識の必要な相談に応じる特別相談を行った。(取組49)
 - 悩みを抱える女性の総合相談として、電話、面接による相談や弁護士による法律相談を行った。また、男性相談について、約2か月間試行した。(取組51)
 - 各児童相談所や各区役所の保健福祉センター、各支所の健康福祉ステーションにおいて、0歳から18歳までの子どもに関する悩みや困難について、保護者や子どもへの相談を行った。また、児童と青少年の養護・障害・非行・人間関係・社会生活などに関する悩み事や困り事の電話相談を行った。(取組44、47)
 - 15歳～39歳で就労しておらず、家事も通学もしていない若年無業者等に対して、職業的自立に向けた個別・継続的な支援を行う「かわさき若者サポートステーション事業」と本市独自の事業を併せて総合的な支援を行う「コネクションズかわさき」や川崎市就業支援室「キャリアサポートかわさき」において、総合相談窓口を開設し、就職に関する相談など就労を支援する取組を行った。(取組48、53)
 - 消費生活全般に関する苦情や問合せといった消費者からの相談の受付や弁護士・生活支援相談員・就労専門の支援員・市職員による多重債務者特別相談会を行った。(取組52)
 - 経済状況の急激な変化に直面し経営の安定に支障を生じている中小企業に対するセーフティネット保証(中小企業信用保険法)の申請受付及び認定や中小企業の経営、融資等に関する相談、支援を行った。(取組54)
 - 鉄道駅舎におけるプラットホームからの転落や走行中の列車との接触事故を防ぎ、障害者や高齢者等の移動の円滑化及び鉄道利用者の安全を確保することを目的に、条件を満たす駅舎へのホームドア等の設置費用の一部に対する補助制度を設けた。(取組57)
 - 匿名のこども専用の電話相談やインターネット上の問題に関する電話・メール相談を実施した。また、市立小・中学校の全児童生徒への相談カードの配布やインターネット上でのトラブル防止のための取組として、学校裏サイト、掲示板等の常時監視を行った。(取組45、46)
 - 相談の窓口となり、校内巡回、教室訪問等を行い、校内の課題を早期に発見

し、支援を行うことで課題の改善を図る「児童支援コーディネーター」専任化を進めた。(取組60)

- 子どもの権利の侵害や男女平等にかかわる人権の侵害に関する相談及び救済の申立てに対する対応を行った。また、子ども教室の実施や市内の小・中・高等学校の全児童生徒への相談カードの配布、高校生対象の人権学習の実施等の広報・啓発を行った。(取組50)
- 市の事業ではないが、民間団体である社会福祉法人川崎いのちの電話においては、電話相談事業として毎月10日のフリーダイヤル事業や24時間の電話相談を行った。(取組61)

(6) 民間団体の行う自殺の防止等に関する活動に対する支援

- 神奈川県内の自殺対策を多角的に検討し、総合的な対策として推進していくため、様々な関係機関や、民間団体、行政機関により構成される「かながわ自殺対策会議」を4縣市協同で設置した。(取組63)
- 川崎いのちの電話と共催で市民を対象に、こころの健康や精神疾患、自殺予防に関する「こころの健康セミナー」を行った。平成27年度は精神疾患の基礎知識や傾聴についての学習会も併せて行った。(取組64)
- 電話相談事業を行う社会福祉法人川崎いのちの電話に対して、その活動及び相談員ボランティアの資質の向上を図るため補助や活動の周知等のために行うチャリティイベントや相談員募集講座、定期刊行物の広報協力を行った。(取組65)

方針3 自殺防止のために支える

(7) 自殺防止に向けた早期かつ適切な医療を提供するための体制の整備

- 4縣市協調でかかりつけ医等身体科医師を対象に、早い段階でうつ病等の精神的疾患に気づき、早期の段階で治療につながるための研修を行った。(取組66・取組22再掲)
- 精神科救急患者の円滑な医療及び保護を図るため、精神保健福祉法に基づく診察の実施、精神科救急医療施設の紹介及び確保について、4縣市が協調体制で、24時間365日の相談体制を整備した。(取組68)
- 各区役所において、社会福祉職・保健師による精神保健福祉に関する相談事業や月に数回だが精神科嘱託医による精神保健相談クリニックを行った。(取組67・取組41再掲)
- 自殺未遂者も含む市内全救急事案に対して、27隊の救急隊で迅速かつ適正な救急搬送体制を整備した。(取組69)

(8) 自殺未遂者に対する支援

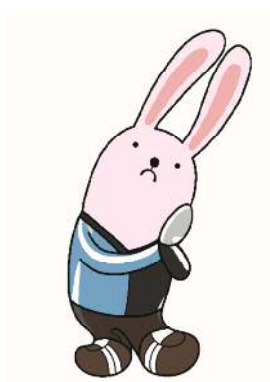
- 各区役所において、社会福祉職・保健師による精神保健福祉に関する相談事業や月に数回だが精神科嘱託医による精神保健相談クリニックを行った。(取組70・取組41再掲)
- 精神科救急患者の円滑な医療及び保護を図るため、精神保健福祉法に基づく診察の実施、精神科救急医療施設の紹介及び確保について、4区市が協調体制で、24時間365日の相談体制を整備した。(取組71・取組68再掲)
- 自損事故による救急搬送において本人または家族に渡す相談機関案内のリーフレットを作成しているが、救急搬送の現場では渡すことのできない状況も多く、今後の実施方法の検討を進めた。(取組73)
- 各区役所の精神福祉相談において、自殺未遂者やその家族への支援を行った。また、救命救急医療機関との連携体制について、消防本部、救命救急医療機関とともに、「自損事故による救急搬送と救急受診等の実態調査」と並行して検討を進めた。(取組74)
- 各児童相談所において、0歳から18歳までの子どもに関する悩みや困難に関する保護者や子どもへの相談を行った。また、学校や家庭で自殺企図があった児童について、保護者、学校や教育委員会との連携の下、再企図の防止を図った。(取組72)
- 自殺未遂も含む市内全救急事案に対して、27隊の救急隊による迅速かつ適正な救急搬送体制を整備した。(取組69)

(9) 自殺者及び自殺未遂者の親族に対する支援

- 自殺により遺された方が相互に分ち合う自死遺族の集いの開催や自殺により遺された人等が安心して話をし、必要な情報を得る機会を作ることを目的に自死遺族電話相談「ほっとライン」を実施した。(取組79、80)
- 職員を対象に必要なに応じて自死遺族に精神保健福祉センター作成の遺族支援のリーフレットやチラシ等を配布しているが、平成27年度は自殺企図として連絡を受けたケースはなかったため、配布実績はなかった。(取組78)
- 各区役所において。弁護士による法律相談全般の相談に応じた。(取組77)
- 各児童相談所において、0歳から18歳までの子どもに関する悩みや困難に関する保護者や子どもへの相談を行っており、その中で遺児に関する相談も受けている。また、施設入所や、里親委託となった児童については、施設の指導員や心理士、里親と、児童心理司が連携して児童の心理的ケアを行う体制をとった。(取組76)
- 緊急時にスクールカウンセラーや学校巡回カウンセラーを派遣し、遺児やそ

の親族等への心のケアの実施や必要に応じてスクールソーシャルワーカーを活用して関係機関と連携した支援を行った。(取組76)

- 学校こころの緊急支援事業については、専門医を学校に派遣する「心の健康相談支援事業」と重複するため、平成27年度に事業を統合した。(取組75・取組42再掲)



第4章 目標の達成状況と評価

1 自殺対策総合推進計画の定量的目標について

計画では、目標として平成29年の自殺者数を、平成25年の厚生労働省の人口動態統計における自殺者数243人（自殺率16.8）より減少させるよう、自殺者減少傾向を維持することを目指している。

本市の自殺者数は平成10年の自殺者激増後は減少傾向にあった。しかし、平成17年を下げ止まりとして反転し、平成21年まで上昇の傾向が見られていたが、平成22年からは減少傾向にある。

こうした本市の経過を勘案し、平成22年からの減少傾向を維持することが最も重要なことと考え、平成26年の条例施行の前年にあたる平成25年の自殺者数243人より平成29年の自殺者数を減少させることを目標としている。

2 定量的目標の達成状況と評価について

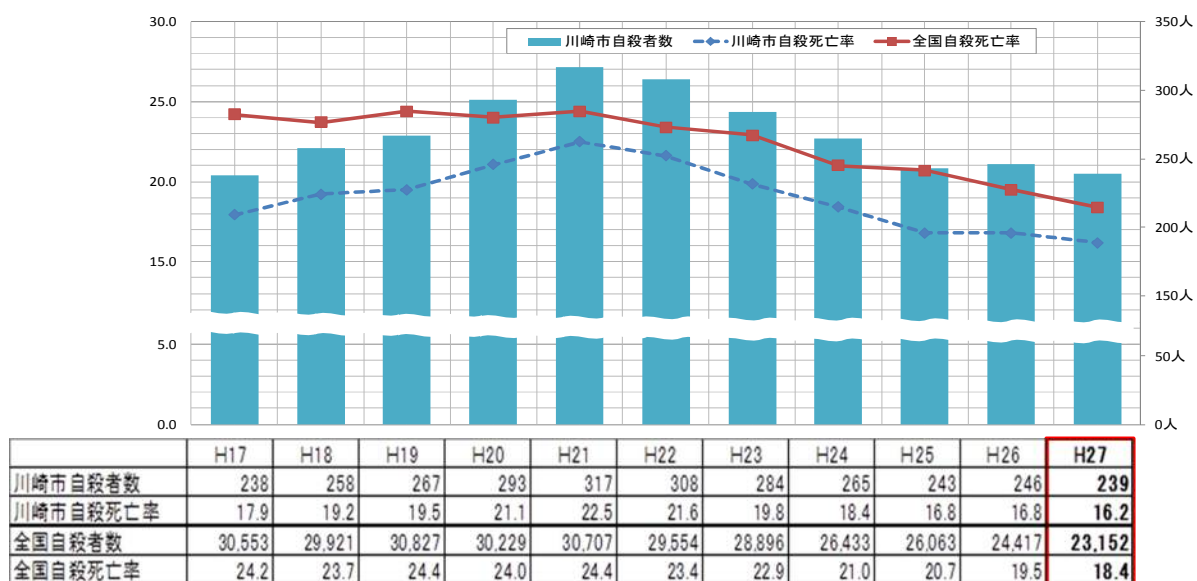
人口動態統計によると、平成27年の自殺者数は239人^{※1}（自殺率16.2^{※2}）となっており、減少傾向を維持している。

今後も減少傾向を維持し、自殺者を一人でも少なくすることを目指して、「ひとりでも多くのいのちを守る」ための総合的な対策を推進する。

※1 「平成27年人口動態統計（確定数）の概況」による。

※2 「平成27年人口動態統計月報年計（概数）の結果」による。

P2 図1. 川崎市と全国の自殺者数の推移（人口動態統計）一部抜粋



3 自殺対策の定性的な評価について

川崎市では、平成19年度に庁内外との連携のための3つの会議体を設置して以降、平成23年度までに主管課が行うべき自殺総合対策を推進する上で必要な事業を主に他州市との協調や委託により整備した。その後、平成25年12月に川崎市議会において、条例が議員提案により制定され、この条例に基づき、本計画が策定され、新たに2つの会議体を設置することで、さらに体制を整備した。これにより、庁内外の関係機関・団体に対する「自殺対策とは特別な取組を必要としているわけではなく、人々が抱える困難な状況を解決するために、地域での助け合い等も含めた様々な取組で構成される総合的な対策である」という認識の周知・理解がより進んだ。

この点は、本報告書の第3章及び参考資料に記載のとおり、事務局である健康福祉局障害保健福祉部精神保健課と精神保健福祉センターが実施する取組のみならず、庁内外の関係機関・団体が多岐にわたる取組を実施していることから明らかなように、川崎市では総合的な対策の推進が図られている。

ただし、設置している会議体については、地域自殺総合対策推進連絡会議と自殺対策評価委員会の2つが設置初年度ということもあり、相互間の連携等については改善していく必要がある。

自殺防止等に関する調査研究については、今年度より自殺既遂の分析、自損事故による救急搬送事例調査、地域自殺総合対策推進連絡会議の活動促進の方法の検討を、川崎市自殺対策評価委員会委員の協力を得ながら進めているところである。自殺は関連する要因の多い複雑な現象であり、自殺の実態分析等を踏まえ、専門家のもつ知見も活用しながら、科学的な取組として進めていく必要がある。

自殺防止等に関する人材の確保、養成及び資質の向上については、地域住民や支援者の自殺対策の基本的な考え方やゲートキーパーに関する関心・理解が進んでいる。今後地域の関心・理解を一層高めていくためには、精神保健以外の分野でゲートキーパー養成を担うことができる人材の養成を進めていく必要がある。加えて、自殺予防には他職種による連携・支援が必要となる場合があるため、地域における連携体制構築を担う人材を育成する必要もある。

自殺未遂者への支援については、実態分析と並行して、地域における連携・支援体制の構築を進めていかなければならない。現在計画されている自損事故による救急搬送事例調査はその重要な機会となるだろう。

第2章の5「地域包括ケアシステム推進ビジョンにおける自殺対策の推進について」に記載しているとおり、今後上記の課題を解決するうえで、「全ての地域住民」を対象とした「地域包括ケアシステム」の構築に歩調をあわせながら計画を進めていくことが重要になる。

参考 自殺未遂者の実態について

この章では、計画の定量的目標の達成状況について分析するため、平成27年の自殺既遂者の状況を取り上げているが、自殺総合対策を推進していくには、川崎市における自殺未遂の状況についても把握する必要がある。

平成27年度実施の自損事故による救急搬送と救急受診等の実態調査概要から紹介する(概要全文は第1章(9)参照)。

○川崎市消防局年報によると平成26年の出動は64,897件あり、そのうち自損事故による搬送人員は471件であった。

○事故種別が自損行為によるもので、救急搬送を実施した事例441件のデータ提供を受けて分析を行ったところ、23.1%は川崎区で発生したものであり、総人口10万対比でも他の区と比べて発生件数が多かった。ただし発生区ごとにみた自損行為による救急搬送の件数と、自殺死亡率との間に明らかな傾向は見いだせなかった。

○年間の件数にして自殺既遂のおよそ2倍の自損行為による救急搬送が行われ、そのほとんどは薬物多飲や切創および縊頸といった自殺関連行動によることが明らかとなった。

○対策を検討するうえで重要な情報と考えられる自損の手段や精神疾患の有無は、現状の搬送データからは必ずしも十分に把握できなかった。

○心理学的剖検データベースを活用した自殺の原因分析ではアルコール使用障害と自殺との関連が示唆されているが、搬送データの既往歴でこれを特定できるものは少なかった。

○今後は、自損行為による救急搬送データと3病院の医療機関データのレコードリンケージによる分析を行い、川崎市の自殺未遂者対策に役立てていくことが期待される。

参考

1 計画の取組項目の27年度における実施状況について

方針	番号	取組名称	所管課名	区(※)	ページ数
方針1 自殺の実情を知る	1	自殺対策に関する調査研究	健康福祉局精神保健福祉センター		35
	2	自殺関連情報の提供			
	3	かわさき市民アンケートの定期的な実施			36
	4	自殺未遂者実態把握			
	5	「いのち、こころの教育」の推進	教育委員会事務局企画課		37
	6	自殺予防に関する普及啓発事業	健康福祉局精神保健福祉センター		
	7	かわさき健康づくり21関連事業	健康福祉局健康増進課	○	38
	8	産業保健分野への普及啓発	経済労働局労働雇用部		
	9	モデル地区における普及啓発	健康福祉局精神保健福祉センター	○	39
方針2 自殺防止のため につながる	10	母子保健事業	こども未来局こども保健福祉課		
	11	教職員の資質向上	教育委員会事務局総合教育センター		40
	12	教職員向け心の健康相談支援事業	教育委員会事務局健康教育課		41
	13	児童・思春期事例検討会の開催	健康福祉局精神保健福祉センター		42
	14	学校出前講座(教職員対象)の実施			
	15	市職員の人材育成			43
	16	自殺対策相談支援研修			
	17	ゲートキーパー講習の実施		○	44
	18	関係機関との連携のための事例検討会の実施			
	19	地域における自殺対策の連携に向けた人材育成			45
	20	緩和ケア研修会の開催	井田病院地域医療部がん相談支援センター		46
	21	モデル地区における支援者の育成	健康福祉局精神保健福祉センター	○	47
	22	かかりつけ医うつ病対応力向上研修			
	23	遺児支援者向け研修	こども未来局児童家庭支援・虐待対策室		48
	24	事後対応に係る支援者向け手引きの作成	健康福祉局精神保健福祉センター		
	25	自殺未遂者支援についての研修			49
	26	教職員向け研修の開催	神奈川県私立中学高等学校協会		
	27	学校出前講座の実施(児童・生徒対象)	健康福祉局精神保健福祉センター		50
	28	川崎市職員メンタルヘルス対策	総務企画局職員厚生課		51
	29	かわさき健康づくり21関連事業(再掲)	健康福祉局健康増進課	○	52
	30	地域・職域連携推進事業	健康福祉局精神保健福祉センター		
	31	がん患者やその家族への支援の取組	井田病院地域医療部がん相談支援センター		53
	32	アルコール関連問題への対策		○	
	33	こころの電話相談	健康福祉局精神保健福祉センター		54
	34	社会的ひきこもり相談			
	35	うつ病家族セミナー			55
	36	介護予防関連事業	健康福祉局地域包括ケア推進室		
	37	いこい元気広場事業		○	56
	38	高齢者ふれあい型デイサービス事業	健康福祉局高齢者在宅サービス課	○	
	39	スクールソーシャルワーカーの配置	教育委員会事務局教育改革推進担当	○	57
	40	スクールカウンセラーの配置	教育委員会事務局総合教育センター		
41	各区精神保健相談	健康福祉局精神保健課	○	58	
42	学校こころの緊急支援事業	教育委員会事務局健康教育課			
43	中小企業における産業保健活動への支援	神奈川産業保健総合支援センター		59	
44	子ども・子育て支援	こども未来局児童家庭支援・虐待対策室	○		
45	子ども専用・子供SOS電話相談	教育委員会事務局総合教育センター		60	
46	インターネット問題相談				
47	児童・青少年電話相談		こども未来局児童家庭支援・虐待対策室		61

方針	番号	取組名称	所管課名	区(※)	ページ数
方針2 自殺防止のため につながる	48	コネクションズかわさき	経済労働局労働雇用部		61
	49	市民相談の実施	市民文化局市民活動推進課		62
	50	人権オンズバーソンによる相談等の実施	市民オンズマン事務局人権オンズバーソン担当		
	51	男女共同参画センターにおける総合相談	市民文化局人権・男女共同参画室		63
	52	多重債務を含む消費生活相談	経済労働局消費者行政センター		64
	53	キャリアサポートかわさき	経済労働局労働雇用部		
	54	中小企業の融資相談	経済労働局金融課		65
	55	生活困窮者への支援	健康福祉局生活保護・自立支援室		
	56	生活保護制度による支援		○	66
	57	ホームドア等の設置支援	まちづくり局交通政策室		
	58	地域見守りネットワーク事業	健康福祉局高齢者在宅サービス課 健康福祉局地域福祉課	○	67
	59	介護者への支援	健康福祉局地域包括ケア推進室	○	
	60	児童支援コーディネーターの専任化の推進	教育委員会事務局指導課		68
	61	自殺予防いのちの電話	健康福祉局精神保健課		
	62	自殺予防に関わる機関、民間団体等による連携の場の設置	健康福祉局精神保健福祉センター		69
	63	かながわ自殺対策会議の設置			
	64	市民向け講演会の共催			
	65	川崎いのちの電話運営補助	健康福祉局精神保健課		70
	66	かかりつけ医うつ病対応力向上研修(再掲)	健康福祉局精神保健福祉センター		71
67	各区精神保健相談(再掲)	健康福祉局精神保健課	○		
68	精神科医療体制の整備	健康福祉局精神保健福祉センター			
方針3 自殺防止のために 支える	69	自殺未遂者の救急搬送	消防局警防部救急課		72
	70	各区精神保健相談(再掲)	健康福祉局精神保健課	○	
	71	精神科医療体制の整備(再掲)	健康福祉局精神保健福祉センター		73
	72	自殺企図児童に対する支援	こども未来局児童家庭支援・虐待対策室		
	73	自殺未遂者・家族等へのリーフレットの配布	健康福祉局精神保健福祉センター		74
	74	自殺未遂者及びその家族への支援		○	
	75	学校こころの緊急支援事業(再掲)	教育委員会事務局健康教育課		75
	76	遺児支援における連携	教育委員会事務局企画課	○	
	76		こども未来局児童家庭支援・虐待対策室	○	
	77	自死遺族に対する市民法律相談	市民文化局市民活動推進課		77
	78	自死遺族支援リーフレット等の配布	総務企画局職員厚生課		
	79	自死遺族の集いの開催	健康福祉局精神保健福祉センター		78
	80	自死遺族電話相談「ほっとライン」の実施	健康福祉局精神保健福祉センター		

自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告様式（平成27年度）

方針1 自殺の実情を知る		事項	自殺の防止等に関する調査研究の推進並びに情報の収集、整理、分析及び提供
取組	1	取組名称	自殺対策に関する調査研究
取組目的	自殺の実態を把握し、自殺に至る状況や要因を明らかにし、自殺予防の対策をはかることを目的とする。		
27年度 実績	<ul style="list-style-type: none"> ●自殺統計の分析 神奈川県警察署本部より提供された、平成26年の自殺統計の基本集計を行った。 ●人口動態調査の分析 厚生労働省にて行っている人口動態調査のうち、死亡要因が自殺によるものについて、基本集計を行った。また、自殺死亡者の生前の状況について把握することにより、集団ごとの相対的な危険度を分析し、予防介入の手立てを検討することを目的に、福祉サービス等の利用状況との関連について、詳細な分析をするために情報利用の準備を進めた。 		
所管課	健康福祉局精神保健福祉センター		

自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告様式（平成27年度）

方針1 自殺の実情を知る		事項	自殺の防止等に関する調査研究の推進並びに情報の収集、整理、分析及び提供
取組	2	取組名称	自殺関連情報の提供
取組目的	自殺の実態に関すること、また自殺予防につながる情報を提供し、自殺対策について普及啓発を進めることを目的とする。		
27年度 実績	<ul style="list-style-type: none"> ●報道資料提供 自殺統計の基本集計などをもとに報道発表を行った。 ●ホームページ掲載 精神保健福祉センターのホームページに集計結果を掲載した。 また、自殺についての基本的認識や相談機関に関する情報を掲載した。 		
所管課	健康福祉局精神保健福祉センター		

自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告様式（平成27年度）

方針1 自殺の実情を知る		事項	自殺の防止等に関する調査研究の推進並びに情報の収集、整理、分析及び提供
取組	3	取組名称	かわさき市民アンケートの定期的な実施
取組目的	<p>こころの健康や病氣、自殺についての市民の意識を明らかにすることにより、自殺対策の普及啓発や、対策の手段、内容について検討を進める基礎資料とする。</p>		
27年度実績	<p>●かわさき市民アンケートの設問内容の検討 かわさき市民アンケートは、市政に対する市民の意識を多面的に調査することにより、市民の生活意識や行政に対する意識を明らかにし、市政運営や政策立案の参考とすることを目的として、20歳以上の住民のうち、性別、年齢構成を考慮し無作為抽出した3,000名を対象とした調査である。かわさき市民アンケートにおける、こころの健康や病氣、自殺についての調査項目を検討した。</p>		
所管課	健康福祉局精神保健福祉センター		

自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告様式（平成27年度）

方針1 自殺の実情を知る		事項	自殺の防止等に関する調査研究の推進並びに情報の収集、整理、分析及び提供
取組	4	取組名称	自殺未遂者実態把握
取組目的	<p>自殺に至るリスクが最も高い状況にあるとされている自殺未遂者について、自殺企図に至る状況や自殺未遂者への対応状況を把握することにより、再度の自殺企図を防ぐための支援策をはかることを目的とする。</p>		
27年度実績	<p>●自損事故による救急搬送と救急受診等の実態調査 川崎市における自殺未遂者支援構築の示唆を得る目的で、川崎市における自損行為による救急搬送事例の実態を調査した。川崎市消防局が平成26年1月1日から同年12月31日までの1年間に救急出動を行った事例のうち、事故種別が自損行為によるもので、救急搬送を実施した事例441件のデータ提供を受けて分析を行った。なお川崎市消防局年報によると平成26年の出動は64,897件あり、そのうち自損事故による搬送人員は471件(0.7%)であった。本調査ではほぼ全数のデータ提供を受けたことになる。本調査の概要は報告書本文7ページから10ページに掲載している。</p>		
所管課	健康福祉局精神保健福祉センター		

自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告様式（平成27年度）

方針1 自殺の実情を知る		事項	自殺の防止等に関する市民の理解の増進
取組	5	取組名称	「いのち、こころの教育」の推進
取組目的	相互の助け合いや自己肯定感の醸成が自殺予防につながることから、子どもに自分の存在を肯定し、他者を尊重することの重要性を活動を通じて伝える。		
27年度実績	<p>●活動状況</p> <p>○豊かな人間関係を育むための「かわさき共生＊共育プログラム」 全ての市立小・中学校で実施 高等学校及び特別支援学校においては児童生徒の実態に応じて実施</p> <p>○「かわさき共生＊共育プログラム」の「効果測定」を児童生徒理解に活用するための研修 担当者研修会 2回 採用前研修会を1回 訪問研修を実施(36校)</p> <p>○「いじめ被害者のご家族を招いて話を聞く取組」 ○「赤ちゃん、お母さんとふれ合う学習」 ○「動物愛護センターの方々の話を聞き、動物のためにできることを話し合う学習」</p>		
所管課	教育委員会事務局企画課		

自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告様式（平成27年度）

方針1 自殺の実情を知る		事項	自殺の防止等に関する市民の理解の増進
取組	6	取組名称	自殺予防に関する普及啓発事業
取組目的	自殺予防やこころの健康保持についての正しい認識と、相談窓口等支援情報への関心を高め、自殺につながるリスクを抱えた人への気づき、相談へのつなぎなど自殺予防活動への基盤とすることを目的とする。		
27年度実績	<p>●概要</p> <p>市民にメンタルヘルスや自殺についての正しい理解を広め、様々な相談窓口の情報を届けることを目的に、各種広告媒体の活用、街頭キャンペーンや一般イベントにおける啓発物の配布等を行った。</p> <p>●実施状況</p> <p>鉄道車内広告：2回、映画上映前広告：2カ所各1回 アゼリア街頭モニター2回 アゼリア展示コーナー1回</p> <p>○世界自殺予防デー街頭キャンペーン 平成27年9月10日に、神奈川県弁護士会、神奈川県司法書士会、かながわ女性会議、川崎いのちの電話、消費者行政センター、川崎フロンターレ等の関係機関の協力を得て、啓発物、相談や講演会の案内を川崎駅前にて配布した。</p> <p>○成人式 平成28年1月11日の成人の日を祝うつどい会場にて、相談窓口の情報映像の放映とともに、会場前広場にて、メンタルヘルスや健康飲酒について啓発物を配布した。</p>		
所管課	健康福祉局精神保健福祉センター		

自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告様式（平成27年度）

方針1 自殺の実情を知る		事項	自殺の防止等に関する市民の理解の増進
取組	7	取組名称	かわさき健康づくり21関連事業
取組目的	自殺に至る原因・動機としてあげられている健康問題について、健康を保持することにより、あるいは健康不安の軽減、解消により、この問題を原因とする自殺を予防することを目的とする。		
27年度実績	<p>●事業概要</p> <p>「第2期かわさき健康づくり21」に基づき、心身の健康に関する講話を各区役所保健福祉センターが実施。こころの健康づくりとともに、こころの健康に影響する身体の健康保持について、主に市民を対象として行っている。</p> <p>●実施回数</p> <p>年代を特定しない衛生教育 592回（テーマ：がん、健康増進、栄養、歯科等） 主に40～64歳を対象とした健康づくり事業 99回（テーマ：栄養、運動、こころの健康づくり、歯科、糖尿病、循環器疾患、がん等）</p>		
所管課	健康福祉局健康増進課		

自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告様式（平成27年度）

方針1 自殺の実情を知る		事項	自殺の防止等に関する市民の理解の増進
取組	8	取組名称	産業保健分野への普及啓発
取組目的	各個人が抱えるこころの悩みや困難を解決することが自殺予防につながることから、市内企業の労働者にこころの健康に関する正しい知識を伝える。		
27年度実績	<p>●掲載した記事の内容</p> <p>毎月一回発行の冊子「かわさき労働情報」(市内5人以上の事業所、労働組合及び関係機関等に送付)に、こころの健康に関する不調のサインの発見やその回復方法についての記事、及び相談窓口等の案内を掲載した。特に、平成27年はストレスチェック制度の施行年であるため、正しい知識を伝えることにより、こころの健康障害等に起因する自殺を未然に防ぐための啓発を実施した。</p> <p>【記事のタイトルと主な内容】</p> <p>○あなたのこころお元気ですか？（ストレス、睡眠、食欲、酒量、うつ病等の説明。不調を早めにキャッチし、気分転換や休息等により回復することを勧め、相談用電話窓口を案内。）</p> <p>○労働相談Q&A（メンタルヘルス関連相談と回答解決案を3例紹介。）</p> <p>○ストレスチェックの実施が義務になります（ストレスチェック制度開始の情報提供。）</p> <p>○9月10日は世界自殺予防デー（睡眠、酒量と飲み方、依存症等の説明と相談方法。こころの健康セミナーのお知らせ。）</p> <p>○平成27年度「全国労働衛生週間」が実施されます（心とからだの健康推進運動について、事業者の義務としてのストレスチェック制度の概要、面接指導実施等の案内。）</p> <p>○電話相談窓口「こころほっとライン」が開設されました（ストレスチェック制度の情報の提供、及び健康障害等の相談窓口の案内。）</p> <p>○事業者向けに「厚生労働省版ストレスチェック実施プログラム」の配布が開始されました（制度の概要、機能、配布方法の紹介。）</p> <p>●掲載回数 7回</p>		
所管課	経済労働局労働雇用部		

自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告様式（平成27年度）

方針1 自殺の実情を知る		事項	自殺の防止等に関する市民の理解の増進
取組	9	取組名称	モデル地区における普及啓発
取組目的	高齢者の自殺が多い地域にて、こころの健康や自殺予防に関する情報を提供することにより、自身の対策とともに、身近な周囲の人の自殺予防をはかることを目的とする。		
27年度実績	<p>●概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・こころの健康講座の実施 地域のコミュニティスペースとして、高齢者を対象に開催されている「まちのえんがわ」にて、こころの健康講座を実施した。こころの健康保持やうつ病、自殺、調子の波や不調時の対処について、参加者自身や身近な人の日常生活を振り返りながら学習を進めた。 「悩みを抱えるほど相談しにくくなる」、「調子が悪そうな人には自分から声をかけた方がよい」といった気づきにつながった。 実施回数1回 参加人数7人 ・啓発用リーフレットの配布 精神疾患の早期の気づきと対応、相談先について示された啓発用リーフレットを、区民祭りや健康講座などのイベントにおいて配布した。 		
所管課	健康福祉局精神保健福祉センター		

自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告様式（平成27年度）

方針2 自殺防止のためにつながる		事項	自殺の防止等に関する人材の確保、養成及び資質の向上
取組	10	取組名称	母子保健事業
取組目的	各個人が抱える悩みや困難を解決することが自殺予防につながることから、産後うつ等の困難を抱えた周産期の母親の相談に対応するための人材を養成し、その資質を向上させる。		
27年度実績	<p>●研修内容 母子保健に携わる職員が、市民に対して的確な支援が提供できるよう、従事者のスキルアップを図るための研修を実施した。</p> <p>●母子保健指導者研修会開催回数及び延べ参加人数 開催日数 2回 参加人数 23人</p>		
所管課	こども未来局こども保健福祉課		

自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告様式（平成27年度）

方針2 自殺防止のためにつながる		事項	自殺の防止等に関する人材の確保、養成及び資質の向上
取組	11	取組名称	教職員の資質向上
取組目的	相互の助け合いや自己肯定感の醸成が自殺予防につながることから、自分の存在を肯定し、他者を尊重することの重要性を指導する人材を養成し、その資質を向上させる。		
27年度 実績	<p>●ライフステージに応じた研修及び人権尊重教育推進担当者研修での人権尊重教育に関する研修の内容</p> <p>○ライフステージに応じた研修 初任者研修、2校目異動者研修、10年経験者研修、15年経験者研修、教頭研修、校長研修において、人権尊重教育に係る講演等を実施した。互いを尊重し、共生する社会を創造するために、人権尊重教育をすべての教育活動の基盤として位置づけ、児童生徒の豊かな心を育むことができる教員の養成に資する研修を行った。</p> <p>○人権尊重教育推進担当者研修 各校の人権尊重教育推進担当者を対象に、生命尊重をテーマとした講演、人権尊重教育研究推進校の研究報告会への参加等の研修を行った。また、各校の担当者に対して人権尊重教育の全体計画、推進計画の作成及び計画の遂行を支援した。</p> <p>●回数及び延べ参加人数 ライフステージに応じた研修：6回、延べ1,029名 人権尊重教育推進担当者研修：4回、延べ690名</p>		
所管課	教育委員会事務局総合教育センター		

自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告様式（平成27年度）

方針2 自殺防止のためにつながる		事項	自殺の防止等に関する人材の確保、養成及び資質の向上
取組	12	取組名称	教職員向け心の健康相談支援事業
取組目的	児童生徒の心の健康問題に対処するために、医学的な面を含めて学校への専門家等の援助などを通じて、養護教諭等が行う健康相談に対する支援体制の充実を目的とする。		
27年度 実績	<p>●支援及び啓発活動の内容</p> <p>(1) 心の健康に起因する問題について、精神科医等による予約制の電話・面接相談を実施する。</p> <p>(2) 心の健康に起因する問題について、学校の要請に応じて精神科医等を派遣し、面接相談を実施する。</p> <p>(3) 相談事例に基づいた医学的な情報提供や研修会を行い、心の健康問題への啓発を実施する。</p> <p>(4) その他、本事業の目的達成のために必要な事業を実施する。</p> <p>●専門家等の援助回数 専門医による電話・面接相談・・・2件 専門医による学校訪問……………15校</p> <p>●事例検討会・シンポジウムの開催回数及び延べ参加人数</p> <p>○川崎市心の健康相談支援事業シンポジウム 日 時 平成28年1月7日(木)14:00～16:30 会 場 総合教育センター 第1研修室 題 目 専門性を生かした支援体制の構築 ～学校における心の健康相談の充実と連携を図るために～ 内 容 日常の健康相談の充実と保護者および関係諸機関との連携による支援体制の構築について 参加人数 44名</p> <p>○川崎市心の健康相談支援事業事例検討会 日 時 平成27年10月15日(木)14:30～16:30 会 場 総合教育センター第5研修室 名 称 川崎市心の健康相談支援事業「平成27年度事例検討会」 内 容 ①心の問題に起因する諸問題に対しての学校より事例報告 ②事例報告を基に、学校での対応について検討 参加者数 21名</p>		
所管課	教育委員会事務局健康教育課		

自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告様式（平成27年度）

方針2 自殺防止のためにつながる		事項	自殺の防止等に関する人材の確保、養成及び資質の向上
取組	13	取組名称	児童・思春期事例検討会の開催
取組目的	児童期、思春期における精神保健上の特徴や課題について学ぶとともに、その対応力を高め、また、対応における連携を深めることにより、相談支援体制の充実をはかる。		
27年度実績	<p>●事業概要</p> <p>心身ともに変化が著しく、精神保健上の課題を抱える可能性がある児童・思春期の支援について、支援者のスキルアップをはかり、多機関、多職種による連携を深めることを目的に、児童精神科医のスーパーバイズのもと、児童・思春期の支援事例について、関係機関とともに事例検討を行った。表出している困難や行動の背景についてのアセスメント（見立て）や対応方針について、専門家の助言の元で検討を進めることにより、支援内容の質の向上が見られた。</p> <p>●実施回数</p> <p>6回</p> <p>●参加機関</p> <p>各区のスクールソーシャルワーカー、児童家庭課職員、児童家庭支援センター、児童相談所、障害者センター</p> <p>●参加人数（延べ）</p> <p>113人</p>		
所管課	健康福祉局精神保健福祉センター		

自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告様式（平成27年度）

方針2 自殺防止のためにつながる		事項	自殺の防止等に関する人材の確保、養成及び資質の向上
取組	14	取組名称	学校出前講座（教職員対象）の実施
取組目的	児童生徒のこころの健康や、困難を抱えた際の対応方法について、教職員が学ぶことにより、児童生徒の自殺予防をはかる。また、こころの健康教育を通じ、児童生徒の将来的な自殺予防の一助とする。		
27年度実績	<p>●概要</p> <p>川崎市内の小中高等学校において、学校の求めに応じて、教職員を対象としたメンタルヘルス、自殺予防に関する講座を実施した。学校側のニーズに基づき、依頼する講師を検討し、実施に繋がった。</p> <p>●実施校数</p> <p>8校（生徒を主たる対象とした3校を含む）</p> <p>●実施内容（テーマ）</p> <p>自殺関連行動の理解と対応、思春期の理解と関わり方、寄り添い方、不安や悩みとの付き合い方、こころとからだを大切にす健康教育</p>		
所管課	健康福祉局精神保健福祉センター		

自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告様式（平成27年度）

方針2 自殺防止のためにつながる		事項	自殺の防止等に関する人材の確保、養成及び資質の向上
取組	15	取組名称	市職員の人材育成
取組目的	各市民サービスの中に自殺対策の視点を含めることにより、市民サービスの様々な場面において、自殺のリスクにつながる要因に気づき、必要な支援につなぐことで、自殺予防をはかることを目的とする。		
27年度実績	<ul style="list-style-type: none"> ●庁内全体の取組 階層別研修: 新任課長研修において、行政における自殺対策の必要性について、講義を行った。 管理職研修: 受講人数83人 ●個別取組 各区役所の保健福祉関係者に自殺対策の基礎知識の説明とともに、各組織における自殺に関連した支援や連携について、意見交換を行った。 実施回数及び参加者数 実施回数: 7回(各区1回) 参加人数: 39人 		
所管課	健康福祉局精神保健福祉センター		

自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告様式（平成27年度）

方針2 自殺防止のためにつながる		事項	自殺の防止等に関する人材の確保、養成及び資質の向上
取組	16	取組名称	自殺対策相談支援研修
取組目的	自殺予防の知識や、リスクを抱えた人への対応について学ぶとともに、対応における連携を深め、またこの相談支援の中核となりうる人材を確保することにより、相談支援体制の充実をはかる。		
27年度実績	<ul style="list-style-type: none"> ●精神保健福祉従事者基礎研修 市内の保健福祉に関する従事者を対象とした、精神保健福祉に関する研修において、精神疾患や対応の基礎知識とともに、自殺予防の基礎知識について研修を行った。 開催回数1回 参加人数: 34人 ●地域連携 自殺に傾く状況、複雑な要因、困難を多く抱えているケースに関わることが予想される支援者に、職種や担当業務を問わず、庁内各機関を対象に、自殺対策の基礎知識について講義を行い、グループ演習を取り入れた、連携のための事例検討を行った。グループ演習では、複雑な要因、困難を抱えた事例や対応に緊急を要する事例などを想定し、組織内での判断や多機関との連携、まずはだれが何をすべきかを定める、といった実践的な事例検討を行った。 開催回数: 1回 参加人数: 47人 		
所管課	健康福祉局精神保健福祉センター		

自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告様式（平成27年度）

方針2 自殺防止のためにつながる		事項	自殺の防止等に関する人材の確保、養成及び資質の向上
取組	17	取組名称	ゲートキーパー講習の実施
取組目的	自殺に至る要因は多岐にわたるため、日常生活の様々な場面において、自殺につながる要因に気づき、必要な支援につなぐことができる人を増やし、また、異なる立場や役割について理解し連携することで、自殺予防をはかることを目的とする。		
27年度実績	<p>●事業概要</p> <p>一般市民から、サービス事業者、専門の支援者まで、様々な立場の人を対象に、それぞれの立場でできるゲートキーパーの役割について講座を開催した。また異なる役割の人、支援者に「つなぐ」ことができるよう、各々の役割についても内容に含めて行った。単独の講座だけでなく、様々な研修、講演に併せて実施した。</p> <p>●開催回数及び参加人数</p> <p>一般市民対象(身近な人に対するゲートキーパー):3回 292人 職域・サービス業等対象(職務上関わる人に対するゲートキーパー):2回 128人 教育、医療、保健、福祉相談支援等事業者対象:26回 679人</p>		
所管課	健康福祉局精神保健福祉センター		

自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告様式（平成27年度）

方針2 自殺防止のためにつながる		事項	自殺の防止等に関する人材の確保、養成及び資質の向上
取組	18	取組名称	関係機関との連携のための事例検討会の実施
取組目的	希死念慮や自殺念慮の高い人を支援する可能性が高い医療保健福祉従事者が、希死念慮・自殺念慮に対する基本的対応を学ぶとともに、関係機関と連携することにより自殺予防をはかることを目的とする。		
27年度実績	<p>●自殺予防セミナーにおける事例検討</p> <p>医療、保健、福祉等機関従事者を対象とした「自殺予防セミナー」において、事例検討を行った。希死念慮の受け止め方やリスク判断など、具体的な対応方法を学んだうえで、職種や各機関の主たる支援対象や支援内容の違いを活かした事例検討を行い、支援者個人のスキルアップとともに、自殺予防に欠かせない連携促進をはかった。</p> <p>開催回数及び参加者数 開催回数:2回 参加人数(延べ):71人</p>		
所管課	健康福祉局精神保健福祉センター		

自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告様式（平成27年度）

方針2 自殺防止のためにつながる		事項	自殺の防止等に関する人材の確保、養成及び資質の向上
取組	19	取組名称	地域における自殺対策の連携に向けた人材育成
取組目的	地域における自殺対策事業の企画、調整、事業の推進を担う人材を育成することを目的とする。		
27年度 実績	<ul style="list-style-type: none"> ●研修派遣 内閣府、自殺予防総合対策センターの主催する自殺総合対策に関する研修に参加した。 ●参加者数 「自殺総合対策企画研修」(自殺予防総合対策センター主催):1人 「自殺対策連携人材養成研修」(内閣府自殺対策推進室主催):1人 		
所管課	健康福祉局精神保健福祉センター		

自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告様式（平成27年度）

方針2 自殺防止のためにつながる		事項	自殺の防止等に関する人材の確保、養成及び資質の向上										
取組	20	取組名称	緩和ケア研修会の開催										
取組目的	各個人が抱える悩みや困難を解決することが自殺予防につながることから、困難を抱えたがん患者やその家族をケアするための人材を養成し、その資質を向上させる。												
27年度実績	<p>●緩和ケア研修会の開催 川崎市立井田病院では、地域がん診療連携拠点病院として、地域のがん診療に関わる医師・医療従事者のための緩和ケア研修会を開催している。がんに伴うつらい身体症状を緩和するためのスキル習得やがん患者とその家族の心のケア等の研修会を開催した。今年度は、新しい取り組みとして、がん体験者からの講演も取り入れた。</p> <p>○単位型緩和ケア研修会(5月、7月、11月、12月の各1日) 【内容】「患者の視点を取り入れた全人的な緩和ケア」 「がん緩和ケアにおけるコミュニケーションの講義とワークショップ」 「不安、抑うつ及びせん妄等の精神症状に対する緩和ケア」 「身体的苦痛の緩和」「精神心理的苦痛の緩和」 など</p> <p>○緩和ケアスキルアップ・フォローアップ研修会(6回開催) 【内容】「がん治療への緩和ケア早期介入」 「告知の問題」「精神心理的苦痛の緩和症例」 「家族のケア、グリーフケア」 「がん患者の社会的支援」「がん患者、私の本音」 「がん患者の鎮静・DNR・倫理」 など</p> <p>○平成27年度緩和ケア研修会参加人数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>職種</th> <th>参加人数(延べ数)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>医師</td> <td>417</td> </tr> <tr> <td>看護師</td> <td>277</td> </tr> <tr> <td>その他の医療従事者</td> <td>129</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>823</td> </tr> </tbody> </table>			職種	参加人数(延べ数)	医師	417	看護師	277	その他の医療従事者	129	合計	823
職種	参加人数(延べ数)												
医師	417												
看護師	277												
その他の医療従事者	129												
合計	823												
所管課	井田病院地域医療部がん相談支援センター												

自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告様式（平成27年度）

方針2 自殺防止のためにつながる		事項	自殺の防止等に関する人材の確保、養成及び資質の向上
取組	21	取組名称	モデル地区における支援者の育成
取組目的	地域の実情に応じた支援者の育成を進めることにより、より適切な支援がなされ、自殺予防につながることを目的とする。		
27年度実績	<p>●事業概要</p> <p>高齢者の自殺が多い地区において、高齢者の支援に携わる人材を中心に研修や事例検討を行った。</p> <p>事例検討においては、多機関の連携を要するケースの支援について検討を進め、他の支援者の相談に応じられることのできる人材の養成を狙いとして行った。</p> <p>●開催回数</p> <p>事例検討会：3回</p> <p>ファンリテート研修：3回</p>		
所管課	健康福祉局精神保健福祉センター		

自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告様式（平成27年度）

方針2 自殺防止のためにつながる		事項	自殺の防止等に関する人材の確保、養成及び資質の向上
取組	22	取組名称	かかりつけ医うつ病対応力向上研修
取組目的	精神疾患の初期段階に接する可能性の高いかかりつけ医等の、うつ病や自殺に関する知識や対応技術を高め、より適切に対応することにより、自殺予防をはかることを目的とする。		
27年度実績	<p>●事業概要</p> <p>精神的な不調は、身体的不調の訴えとして気づかれやすいことや、精神的な不調を自覚しても初めの段階で精神科や心療内科等を受診する人は少ないことから、早期の段階でうつ病等の精神的疾患に気づき、治療を受けられることを目的に、かかりつけ医等身体科医師を対象に、かかりつけ医による初期対応や、専門医への紹介、専門医との連携がなされるよう研修を行った。</p> <p>研修にあたっては、研修企画委員会の事務局として、協力医療機関の調査や紹介システムによる実績調査等を神奈川県、横浜市、相模原市と協調して行った。</p> <p>研修については、神奈川県、横浜市、相模原市とともにカリキュラム検討を行った。また、県内複数会場のうち、いずれにも参加を可能とした。</p> <p>開催回数及び参加者数</p> <p>開催回数：1回（県内全5回）</p> <p>参加人数：川崎市会場45人（うち、川崎市内在職者30人）</p> <p>県内5会場総数290人</p>		
所管課	健康福祉局精神保健福祉センター		

自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告様式（平成27年度）

方針2 自殺防止のためにつながる		事項	自殺の防止等に関する人材の確保、養成及び資質の向上
取組	23	取組名称	遺児支援者向け研修
取組目的	<p>深刻な影響を受けた自死遺族をケアすることが自殺予防につながることから、遺児の自尊心や人生の回復を支援するための人材を養成し、その資質を向上させる。</p>		
27年度実績	<p>●冊子の配布状況 （国研）国立精神・神経医療研究センター精神保健研究所自殺予防総合対策センター発行の「児童相談所における自死遺児等支援の手引き」を各児童相談所に配布した。また、各区役所児童家庭課心理職に、電子データにて配布した。</p> <p>●冊子の活用状況 児童相談所相談支援係長に対して、冊子を基に研修を実施した。 児童相談所職員及び区役所児童家庭課心理職が遺児の支援にあたり、冊子の内容を参考にした。</p>		
所管課	こども未来局児童家庭支援・虐待対策室		

自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告様式（平成27年度）

方針2 自殺防止のためにつながる		事項	自殺の防止等に関する人材の確保、養成及び資質の向上
取組	24	取組名称	事後対応に係る支援者向け手引きの作成
取組目的	<p>自殺により遺された人や影響を受けた人への適切な対応のできる支援者を養成する。</p>		
27年度実績	<p>●事業概要 自殺企図が発生した際に、支援者と支援についての振り返りを行うとともに、周囲の人との協力体制の構築を含めた今後の対応方法について個別検討を行った。これらの対応の積み重ねを踏まえ、手引きの内容について、検討を進めた。</p>		
所管課	健康福祉局精神保健福祉センター		

自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告様式（平成27年度）

方針2 自殺防止のためにつながる		事項	自殺の防止等に関する人材の確保、養成及び資質の向上
取組	25	取組名称	自殺未遂者支援についての研修
取組目的	自殺に至るリスクが最も高い状況にあるとされている自殺未遂者に対し、再度の自殺企図を防ぐための支援にあたる人材を養成することを目的とする。		
27年度実績	<p>●事業概要</p> <p>自損事故による救急搬送と救急受診等の実態調査結果等とおして、消防本部、救急救命医療機関と、自殺未遂者支援について意見交換を行い、その内容を研修に反映した。</p>		
所管課	健康福祉局精神保健福祉センター		

自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告様式（平成27年度）

方針2 自殺防止のためにつながる		事項	自殺の防止等に関する人材の確保、養成及び資質の向上
取組	26	取組名称	教職員向け研修の開催
取組目的	いじめ等の問題への対応について、教職員が学ぶことにより、児童生徒の自殺予防をはかることを目的とする。		
27年度実績	<p>●事業概要</p> <p>神奈川県私立中学高等学校協会において、協会加盟校の教職員を対象にいじめ等防止に関する研修会を行った。</p> <p>●内容</p> <p>人権・同和研修「教育現場における発達障害児・者への対応について」 いじめ問題対策研修会「インターネットトラブルから子どもを守るために」</p>		
所管課	神奈川県私立中学高等学校協会		

自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告様式（平成27年度）

方針2 自殺防止のためにつながる		事項	職域、学校、地域等における市民の心の健康の保持に係る体制の整備
取組	27	取組名称	学校出前講座の実施(児童・生徒対象)
取組目的	児童生徒自身がこころの健康保持や、困ったときの相談行動について学習することで、現在や将来の自殺予防につながることを目的とする		
27年度 実績	<p>●事業概要</p> <p>市内公立等学校(県立含む)に対し、自殺予防を目的とした出前講座を実施した。 児童・生徒対象の主な内容としては、ストレスや不安の対処、困った時の相談行動の促しについて、心理学的見地や当事者の体験談を通じたものとなっている。</p> <p>●開催校数(児童・生徒対象)</p> <p>3校</p>		
所管課	健康福祉局精神保健福祉センター		

自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告様式（平成27年度）

方針2 自殺防止のためにつながる		事項	職域、学校、地域等における市民の心の健康の保持に係る体制の整備
取組	28	取組名称	川崎市職員メンタルヘルス対策
取組目的	メンタルヘルス対策事業及び各種研修、療養支援の実施により、市職員の悩みや不安が解消され、心の健康が実現されるよう、体制を整備し、充実させる。		
27年度 実績	<p>平成17年4月に川崎市職員メンタルヘルス対策基本方針を定め、平成26年4月からは川崎市職員メンタルヘルス対策推進計画に基づき、具体的な取組を実施している。</p> <p>●研修での取組内容とその件数</p> <p>*<u>階層別研修</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 管理監督者のメンタルヘルス研修(講義編) 課長・係長級職員 参加者:114名 <ul style="list-style-type: none"> ➢ テーマ「職場におけるメンタルヘルス・本市におけるメンタルヘルス対策」 ➢ 内容 講師には「事例」を多く取り入れた内容、また「パワハラ」の解説を入れ、職場マネジメントに活かせる内容とした。 ● 管理監督者のメンタルヘルス研修(実践編) 課長・係長級職員 参加者:延べ93名 <ul style="list-style-type: none"> ➢ テーマ (1日目)職場のメンタルヘルスとその対応、傾聴・応答訓練 (2日目) 事例検討、管理監督者の役割 ➢ 内容 推進計画の実施の考え方である「4つのメンタルヘルスケア」の充実のために、「ラインによるケア」を確実に実施できる内容 ● 新規採用職員研修 社会人としての健康管理 238名 ● 新任課長研修 ことごとと身体の健康管理 79名 ● 新任係長研修 ことごとと身体の健康管理 180名 ● CSⅢ研修 ことごとと身体の健康管理 213名 ● 第2回新規採用職員研修 社会人としての健康管理 25名 ● 技能・業務職員研修 40歳からのことごとと身体の健康管理 63名 ● CSⅡ研修(eラーニング) ことごとと身体の健康管理 168名 <p>*<u>セルフケア研修など</u>「ストレスマネジメント」「リラクゼーション」「働く人のアルコール教室」参加者 計 91名</p> <p>*<u>各局区衛生委員会等のメンタルヘルス対策含む研修</u>(講師:旧健康支援課職員)</p> <p>「セルフケア、ラインによるケア、ストレスチェック」などの普及とパワハラ等の防止に対する取り組み 23回開催 818名</p> <p>●27年度の相談の傾向</p> <p>相談件数はH20年をピークに徐々に減少傾向にある。</p> <p>要因として、・それまで相談室で担ってきた復職相談支援をリワーク研修センターで行うようになったこと・精神科受診の敷居が低くなってきたこと・他の相談場面が増えたことがあげられる。また、メンタルヘルス対策実施計画等に基づき・管理監督者への研修実施、対応の手引、セルフケアハンドブック等の作成配布より管理監督者の対応が早期に適切に行われるようになったことで一職員に対する連絡調整の頻度が少なくなっていること・1次予防～3次予防で職場が担う取組内容が周知されてきたこと等が一因と考える。</p> <p>27年度新規相談室利用者の把握契機は本人が増え、職場と併せて8割に達していることや疾病内訳では、未受診と診断不明が64%ということからも、相談室の存在と役割が周知され早い段階での相談利用につながっていることが考えられる。</p> <p>●相談件数</p> <p>相談者実数229件、新規113件、相談件数2,028件</p> <p>相談内容:主訴(症状24件、対応の仕方15件、人間関係15件、職場復帰15件、仕事内容・量15件、家族・家庭5件、異動に伴う不適応5件、病気・医療1件、その他14件)</p>		
所管課	総務企画局職員厚生課		

自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告様式（平成27年度）

方針2 自殺防止のためにつながる		事項	職域、学校、地域等における市民の心の健康の保持に係る体制の整備
取組	29	取組名称	かわさき健康づくり21関連事業(再掲)
取組目的	自殺に至る原因・動機としてあげられている健康問題について、健康を保持することにより、あるいは健康不安の軽減、解消により、この問題を原因とする自殺を予防することを目的とする。		
27年度実績	<p>●事業概要</p> <p>「第2期かわさき健康づくり21」に基づき、心身の健康に関する講話を各区役所保健福祉センターが実施。こころの健康づくりとともに、こころの健康に影響する身体の健康保持について、主に市民を対象として行っている。</p> <p>●実施回数</p> <p>年代を特定しない衛生教育 592回(テーマ:がん、健康増進、栄養、歯科等)</p> <p>主に40～64歳を対象とした健康づくり事業 99回(テーマ:栄養、運動、こころの健康づくり、歯科、糖尿病、循環器疾患、がん等)</p>		
所管課	健康福祉局健康増進課		

自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告様式（平成27年度）

方針2 自殺防止のためにつながる		事項	職域、学校、地域等における市民の心の健康の保持に係る体制の整備
取組	30	取組名称	地域・職域連携推進事業
取組目的	職域、産業保健分野における支援と、地域保健における支援が連携して有機的になされることにより自殺予防をはかる。		
27年度実績	<p>●事業概要</p> <p>「神奈川メンタルヘルス対策連絡推進会議」への出席。</p> <p>神奈川労働局により年1回開催されるもので、医師会等の医療団体、労災病院、産業保健、障害者就労、行政機関により構成。</p> <p>各機関、団体のメンタルヘルスに関する取組や相談の動向など、情報共有を行い、課題の検討や連携について協議を行った。平成27年度は、ストレスチェック制度についての情報交換が中心となった。</p>		
所管課	健康福祉局精神保健福祉センター		

自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告様式（平成27年度）

方針2 自殺防止のためにつながる		事項	職域、学校、地域等における市民の心の健康の保持に係る体制の整備		
取組	31	取組名称	がん患者やその家族への支援の取組		
取組目的	支援情報や交流の場を提供することにより、がん患者やその家族が抱えている不安や悩みが解消され、心の健康が実現されるよう、体制を整備し、充実させる。				
27年度 実績	<p>●がんサロンの開催</p> <p>がん患者さんとそのご家族が、診察室以外の場所で、日常の悩みや不安、相談など自由に語れる場所の「がんサロン」を月に2回開催している。（毎月第2木曜日14時、第4木曜日18時から各1時間半）</p> <p>このサロンでは、複数のがん患者さんやそのご家族などが集まり、ご自身の体験談や悩みを話し合うことで、「同じ事でみんな悩んでいるんだ。」「自分はひとりじゃない。」と安心感を持てるようにしている。また、がん患者さんが、直接医師やがん専門看護師等にゆっくり時間をかけて悩みの相談などをする中で、ご自身が療養のヒントを得ることができるようにしている。</p>				
	●H27年度がんサロン参加者人数(延べ数)				
		参加者 人数(延べ数)	患者 54	家族 10	合計 64
	●がん相談				
<p>地域がん診療連携拠点病院である井田病院では、いつもがん専門相談員や医療ソーシャルワーカーが、がんに関する情報提供、治療に関する疑問、生活や経済面に対する不安等の相談を面接や電話で受け付けている。また、がん看護専門看護師が、毎週月・火曜日の14時30分～16時に直接相談を受け付けている。</p>					
●H27年度 院外からのがん相談件数(延べ数)					
		面接 48	電話 251	合計 299	
所管課	井田病院地域医療部がん相談支援センター				

自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告様式（平成27年度）

方針2 自殺防止のためにつながる		事項	職域、学校、地域等における市民の心の健康の保持に係る体制の整備		
取組	32	取組名称	アルコール関連問題への対策		
取組目的	自殺リスクを高める可能性のある飲酒についての正しい認識や、アルコール依存症に関する支援を行う。				
27年度 実績	<p>●アルコールに関する啓発物、リーフレットの配布</p> <p>アルコール依存症の早期発見につながるよう、アルコール依存症や健康飲酒についての基礎知識を掲載したリーフレットや、相談窓口を案内する相談カードを作成、配布した。</p>				
	●アルコール関連問題についての相談支援				
	<p>各区役所の健康相談や精神保健福祉相談において、アルコール関連問題について相談支援を行った。</p> <p>精神保健福祉センターにおいても相談支援を行っており、アルコール関連問題の背景が複雑な場合を中心とし、各区役所の従事者等からの相談にも対応、状況に応じて連携して支援を行った。</p> <p>また認知行動療法的プログラムとして「だるま〜ぶ(SMARPの川崎市改編版)」を行った。</p>				
	<p>精神保健福祉センターにおけるアルコール関連相談件数147件(延べ350件)</p> <p>だるま〜ぶ 10回1コースとして2コース オリエンテーション1回実施</p> <p>参加人数 述べ99人</p>				
所管課	健康福祉局精神保健福祉センター				

自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告様式（平成27年度）

方針2 自殺防止のためにつながる		事項	職域、学校、地域等における市民の心の健康の保持に係る体制の整備
取組	33	取組名称	こころの電話相談
取組目的	こころの健康や病気の悩みについて、1人で抱えず相談できる体制を整え、自殺予防をはかる。		
27年度実績	<p>●事業概要</p> <p>こころの健康や病気の悩みについて、一人で抱えることを防ぎ、またその悩みの解決に向けた「こころの電話相談事業」を市民を対象とした匿名電話相談として行っている。</p> <p>平成14年設置開始においては、朝9時から夕方4時の開設であったが、平成26年度より夜間へ時間を拡大した。</p> <p>開設時間の拡大から2年目である平成27年度は、拡大初年度よりもさらに相談件数が増加しており、周知が進んでいるものと思われる。</p> <p>当相談を知った経路としては、インターネットの割合が高く、前年度からもやや増加している。</p> <p>●開設時間及び相談数</p> <p>開設時間：祝日をのぞく月～金曜日、朝9時～夜9時</p> <p>相談件数5,015件</p>		
所管課	健康福祉局精神保健福祉センター		

自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告様式（平成27年度）

方針2 自殺防止のためにつながる		事項	職域、学校、地域等における市民の心の健康の保持に係る体制の整備
取組	34	取組名称	社会的ひきこもり相談
取組目的	社会的ひきこもりの状態にあることで、生じる孤立や精神保健上の課題を支援することにより、本人と家族の孤立を防ぎ困難の解消をはかる。		
27年度実績	<p>●事業概要</p> <p>社会的ひきこもりの状態にある人その家族へ、電話、面接、訪問、グループ活動、家族懇談会を通し、それぞれが抱える精神保健的課題について支援を行った。</p> <p>●相談者数等</p> <p>継続相談者実数182人（平成27年度新規実数45人）、延べ支援回数1485回</p> <p>他、単発の電話相談、情報提供のみ123人</p> <p>本人グループ開催回数93回、参加実人数25人、延べ261人</p> <p>家族懇談会4回、参加実家族数47、延べ51人</p>		
所管課	健康福祉局精神保健福祉センター		

自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告様式（平成27年度）

方針2 自殺防止のためにつながる		事項	職域、学校、地域等における市民の心の健康の保持に係る体制の整備
取組	35	取組名称	うつ病家族セミナー
取組目的	うつ病治療中の人に身近に接している家族がうつ病やその回復について理解を深め、また疑問や不安を解消をはかり家族を支援する。		
27年度実績	<p>●開催概要</p> <p>うつ病治療中の人を家族を対象として、うつ病の基礎知識や療養中の対応方法について学ぶセミナーを開催した。セミナーにおいては、質問や意見交換の時間も設け、個別の状況に応じた対応方法について参加者自身が考えたり、他の家族から学ぶ場となった。また平成27年度より、相談動向をふまえて、一部をうつ病・双極性障害家族セミナーとして行った(百合丘障害者センター)。</p> <p>●開催回数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・うつ病家族セミナー 全5回を1コースとして2コース、単発開催2回 参加人数122人(延べ) ・うつ病・双極性障害家族セミナー 全5回1コース 参加人数28人(延べ) 		
所管課	健康福祉局精神保健福祉センター		

自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告様式（平成27年度）

方針2 自殺防止のためにつながる		事項	職域、学校、地域等における市民の心の健康の保持に係る体制の整備
取組	36	取組名称	介護予防関連事業
取組目的	介護予防活動の育成・支援により、地域住民の不安や悩みが解消され、心の健康が実現されるよう、実施内容の充実を図る。		
27年度実績	<p>●「暮らしの元気度チェック」の配布件数及び回収数、 配布件数・・・49,418件 回収件数・・・24,439件</p> <p>●二次予防事業実施回数及び参加者数 実施回数・・・503回 参加者数・・・563人</p> <p>●一次予防事業実施回数及び延べ参加者数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・普及啓発事業 実施回数・・・2,772回／延べ参加者数・・・31,044人 ・指導・育成事業 実施回数・・・94回／延べ参加者数・・・1,936人 ・グループ支援事業 実施回数・・・3,116回／延べ参加者数・・・51,654人 <p>※平成28年度からの介護予防・日常生活支援総合事業の開始に伴い、上記「暮らしの元気度チェック」一斉発送、「二次予防事業」、「一次予防事業」については、平成27年度末をもって廃止となります。</p>		
所管課	健康福祉局地域包括ケア推進室		

自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告様式（平成27年度）

方針2 自殺防止のためにつながる		事項	職域、学校、地域等における市民の心の健康の保持に係る体制の整備
取組	37	取組名称	いこい元気広場事業
取組目的	介護予防・健康づくりにより、地域住民の不安や悩みが解消され、心の健康が実現されるよう、実施内容の充実を図る。		
27年度実績	<ul style="list-style-type: none"> ●市内48か所の老人いこいの家での開催回数、延べ参加者数 (区役所と協力して実施) 開催回数…2,347回 延べ参加者数…18,550人 		
所管課	健康福祉局地域包括ケア推進室		

自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告様式（平成27年度）

方針2 自殺防止のためにつながる		事項	職域、学校、地域等における市民の心の健康の保持に係る体制の整備
取組	38	取組名称	高齢者ふれあい型デイサービス事業
取組目的	介護予防・生きがいがづくりにより、地域住民の現在及び将来の不安や悩みが解消され、心の健康が実現されるよう、体制を整備し、充実させる。		
27年度実績	<ul style="list-style-type: none"> ●介護予防・生きがいがづくりに向けた支援体制の整備状況 介護予防・生きがいがづくりの観点から、小学校の空き教室等を利用して、市内に5か所のふれあいデイサービスセンターを整備し、市内に居住する外出機会の確保、地域との交流等に支援を必要とする要介護高齢者で、要介護認定を受けていない方を対象に、区役所とも協力してデイサービスを提供している。 ●参加者数 平成27年度末時点における延べ利用者数は、25,240人だった。 		
所管課	健康福祉局高齢者在宅サービス課		

自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告様式（平成27年度）

方針2 自殺防止のためにつながる		事項	職域、学校、地域等における市民の心の健康の保持に係る体制の整備
取組	39	取組名称	スクールソーシャルワーカーの配置
取組目的	<p>情報提供や地域のサポート資源を紹介することで、困難を抱えた家庭の保護者や子どもの不安や悩みが解消され、心の健康が実現されるよう、体制を整備する。</p>		
27年度 実績	<p>●スクールソーシャルワーカー活動状況 区・教育担当のもとに配置したスクールソーシャルワーカーが、課題解決や環境改善のため教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識や技術を用いて、児童生徒が置かれた様々な環境へ働きかけたり、関係機関等とのネットワークを活用したりして、課題を抱える児童生徒の支援をしている。</p> <p>●スクールソーシャルワーカーとして雇用了実人数 8名</p> <p>●スクールソーシャルワーカーの対象学校数及び対応学校数 対象学校数 178校 対応学校数 137校</p> <p>●支援の対象となった児童生徒数 592名</p> <p>●訪問活動の回数 延べ1,370回</p>		
所管課	教育委員会事務局教育改革推進担当		

自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告様式（平成27年度）

方針2 自殺防止のためにつながる		事項	職域、学校、地域等における市民の心の健康の保持に係る体制の整備
取組	40	取組名称	スクールカウンセラーの配置
取組目的	<p>不登校やいじめの問題などにおける相談活動を実施することで、保護者や子どもの不安や悩みが解消され、心の健康が実現されるよう、体制を整備し、充実させる。</p>		
27年度 実績	<p>●スクールカウンセラーの業務内容 市立中学校には全校配置、市立小学校は要請に応じて、高等学校へは週1回程度、学校巡回カウンセラーを派遣した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒、保護者、教職員に対する相談 ・児童生徒に関するアセスメント(情報収集・見立て) ・教職員に対するコンサルテーション(専門的な指導・助言を含めた検討) ・心理に関する校内研修等の実施、等 <p>●相談件数 児童生徒・保護者・教職員の相談延べ人数 18,920人 *内訳(中学校 17,168人、小学校590人、高等学校1,162人)</p>		
所管課	教育委員会事務局総合教育センター		

自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告様式（平成27年度）

方針2 自殺防止のためにつながる		事項	職域、学校、地域等における市民の心の健康の保持に係る体制の整備
取組	41	取組名称	各区精神保健相談
取組目的	社会福祉職・保健師による各種精神保健福祉に関する相談や精神科嘱託医によるクリニックの実施により、市民の悩みや不安が解消され、心の健康が実現されるよう、体制を整備し、充実させる。		
27年度実績	<p>●事業概要</p> <p>各区役所保健福祉センター高齢・障害課（窓口、電話、訪問等）において社会福祉職・保健師により、常時精神保健福祉に関する幅広い相談を受け付けている。</p> <p>また、月に数回、一般及び高齢者の精神保健相談クリニックを開催し、精神科嘱託医による相談、指導等を行っている。本人及び家族に関するケース検討会等においても、医学的視点からの助言を得ている。</p> <p>●相談・クリニック実施回数及び相談延べ人数</p> <p>一般精神保健福祉相談（各区・常時）：15,748人</p> <p>一般精神保健相談（クリニック）（各区・月2回）：191人</p> <p>高齢者精神保健相談（クリニック）（各区・月1回）：107人</p>		
所管課	健康福祉局精神保健課		

自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告様式（平成27年度）

方針2 自殺防止のためにつながる		事項	職域、学校、地域等における市民の心の健康の保持に係る体制の整備
取組	42	取組名称	学校こころの緊急支援事業
取組目的	重大な事件・事故および災害後のメンタルヘルス対策、心的外傷後の回復支援を行うことにより、PTSDやうつ病等精神疾患の発症リスクを低減させ、また、発症時の早期対応を行うことで、心の健康を保持する。		
27年度実績	<p>●事業内容</p> <p>専門医を学校に派遣する「心の健康相談支援事業」と重なるため、平成27年度に事業を統合した。</p>		
所管課	教育委員会事務局健康教育課		

自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告様式（平成27年度）

方針2 自殺防止のためにつながる		事項	職域、学校、地域等における市民の心の健康の保持に係る体制の整備
取組	43	取組名称	中小企業における産業保健活動への支援
取組目的	メンタルヘルス対策に企業単独では取り組みにくい中小企業に対する支援を行うことで、労働者のこころの健康保持をはかり、自殺を予防する。		
27年度 実績	<ul style="list-style-type: none"> ●メンタルヘルスに関する研修 主な内容 職場のメンタルヘルス対策の取り組み方、予防、事例、傾聴法、復職支援、県内のメンタルヘルス事業場外資源ガイドブックの活用等について ※ストレスチェック制度について ●開催回数 7回(171人) ※31回(813人)ストレスチェック ●メンタルヘルス促進員による小規模事業場へのメンタルヘルス対策実施支援(派遣) 派遣事業場数 175(川崎市内派遣数38事業場) ●地域産業保健センター(川崎北、川崎南)における相談 相談数 288回 2504人 うち、メンタルヘルス関連相談数 4回 4人 		
所管課	神奈川県産業保健総合支援センター		

自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告様式（平成27年度）

方針2 自殺防止のためにつながる		事項	自殺の発生を回避するための相談その他の適切な対処を行う体制の整備及び充実
取組	44	取組名称	子ども・子育て支援
取組目的	各個人が抱える悩みや困難を解決することが自殺予防につながることから、保護者や子どもの悩みや困難が解消されるよう、相談を実施し、対処するための体制を整備し、充実させる。		
27年度 実績	<ul style="list-style-type: none"> ●子どもやその家族に対する相談体制の整備状況 各児童相談所において、児童福祉司、児童心理司、保健師等が、0歳から18歳までの子どもに関する悩みや困難に関して、保護者や子どもの相談を実施している。 また、各区役所保健福祉センター、各支所健康福祉ステーションにおいて、保健師、助産師、社会福祉職、心理職、保育士、こども教育相談員が、0歳から18歳までの子どもに関する悩みや困難に関して、保護者や子どもの相談を実施している。 ●相談回数 平成27年度の児童相談所における相談件数は3,716件だった。また、心理職による心理療法・カウンセリング等の実施回数は5,461件であった。 平成27年度の区役所、支所における相談件数は2,773件であった。 		
所管課	こども未来局児童家庭支援・虐待対策室		

自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告様式（平成27年度）

方針2 自殺防止のためにつながる		事項	自殺の発生を回避するための相談その他の適切な対応を行う体制の整備及び充実
取組	45	取組名称	子ども専用・子供SOS電話相談
取組目的	各個人が抱える悩みや困難を解決することが自殺予防につながることから、子どもの悩みや困難が解消されるよう、相談を実施するための整備をし、充実させる。		
27年度実績	<p>●電話相談の実施内容</p> <p>相談者は匿名でも相談できる。市立小・中学校の全児童生徒に相談カードを配布し、心配なこと、困っていることへの相談活動を行った。</p> <p>○一般電話相談</p> <p>○子ども専用電話相談</p> <p>○24時間子供SOS電話相談</p> <p>●電話相談数</p> <p>一般電話相談・子ども専用電話相談 628件</p> <p>24時間子供SOS電話相談 349件</p>		
所管課	教育委員会事務局総合教育センター		

自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告様式（平成27年度）

方針2 自殺防止のためにつながる		事項	自殺の発生を回避するための相談その他の適切な対応を行う体制の整備及び充実
取組	46	取組名称	インターネット問題相談
取組目的	各個人が抱える悩みや困難を解決することが自殺予防につながることから、ネット、携帯電話等に関する子どもの悩みや困難が解消されるよう、相談を実施するための体制を整備し、充実させる。		
27年度実績	<p>●電話・メール相談の実施状況</p> <p>一日を二人で分担して業務に従事することで、相談受付時間を長く設定している。相談内容に応じて再相談や他の適切な相談窓口を紹介する等、慎重かつ丁寧な対応を心掛けている。相談者については、児童生徒本人からの相談は少なく、学校や保護者からの相談が多い。</p> <p>●トラブル防止のための取組状況</p> <p>学校裏サイト、掲示板等を常時ネットパトロールとして監視している。トラブルにつながる恐れのある事案に対しては、相談者に解決の手立て等を伝えるとともに、家庭内で情報を共有して連携することの必要性を理解してもらうよう相談にあたっている。</p> <p>昨今はLINEでのトラブルが多いが、閉鎖的な環境のため監視できない状況にある。その背景から、リーフレット及び相談カードを小学校4年生から高校3年生までの全児童・生徒及び学校教職員に配布することで、未然防止に力を入れた啓発をしている。</p> <p>●電話・メール相談数</p> <p>電話及びメールでの相談件数 77件</p>		
所管課	教育委員会事務局総合教育センター		

自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告様式（平成27年度）

方針2 自殺防止のためにつながる		事項	自殺の発生を回避するための相談その他の適切な対応を行う体制の整備及び充実
取組	47	取組名称	児童・青少年電話相談
取組目的	各個人が抱える悩みや困難を解決することが自殺予防につながることから、青少年の悩みや困難が解消されるよう、相談を実施するための体制を整備し、充実させる。		
27年度実績	<ul style="list-style-type: none"> ●電話相談の実施体制の整備状況 おおむね24歳までの児童と青少年の養護・障害・非行・人間関係・社会生活などに関する悩み事や困り事の電話相談を実施している。 ●電話相談数 平成27年度の相談件数は、679件であった。 		
所管課	こども未来局児童家庭支援・虐待対策室		

自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告様式（平成27年度）

方針2 自殺防止のためにつながる		事項	自殺の発生を回避するための相談その他の適切な対応を行う体制の整備及び充実
取組	48	取組名称	コネクションズかわさき(かわさき若者サポートステーション)
取組目的	各個人が抱える悩みや困難を解決することが自殺予防につながることから、職に関する悩みや困難を解消するよう、社会参加や職業的自立を目指す若者を支援する体制を整備し、充実させる。		
27年度実績	<ul style="list-style-type: none"> ●制度の仕組 「コネクションズかわさき」は、15歳～39歳で就労しておらず、家事も通学もしていない若年無業者等に対して、1人ひとりの状況に応じた就業支援メニューの提供や適切な支援機関への誘導など、若年無業者等の職業的自立に向けて、個別・継続的な支援を行う「かわさき若者サポートステーション事業」と連携し、本市独自事業として若年無業者等の職業的自立に必要な心理カウンセリング、職業人セミナー・職場体験、社会参加継続支援、保護者向けセミナー等を実施することにより、総合的な支援に取り組んでいる。 ●支援メニューごとの実施回数 利用者数3,600人 登録者数449人 心理カウンセリング(年96回) 相談件数257件 職業人セミナー(年10回) 参加者数62人・職場体験(年21回) 参加者数80人 社会参加継続支援セミナー(年2回) 参加者数43人 保護者等を対象にしたセミナー(年4回) 参加者数72人 ●就労実績 就職者数238人(内訳)正社員51人、契約社員33人、派遣社員19人、パート・アルバイト134人、その他1人 ※その他、職業訓練、進学等の進路決定者数は39人) 		
所管課	経済労働局労働雇用部		

自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告様式（平成27年度）

方針2 自殺防止のためにつながる		事項	自殺の発生を回避するための相談その他の適切な対応を行う体制の整備及び充実
取組	49	取組名称	市民相談の実施
取組目的	各個人が抱える悩みや困難を解決することが自殺予防につながることから、市民の悩みや困難が解消されるよう、相談を実施するための体制を整備し、充実させる。		
27年度実績	<p>●相談内容</p> <p>○市民生活・市政等相談：市職員及び市民相談員が、各区役所地域振興課において、市内に在住・在勤・在学の方を対象に、相談の総合案内を行ったり日常生活での困り事などの相談に応じる。</p> <p>○特別相談：弁護士、司法書士、専門相談員等が、各区役所地域振興課において、市内に在住・在勤・在学の方を対象に、専門知識が必要な相談に応じる。</p> <p>（27年度特別相談：法律相談、相続・遺言・成年後見相談（司法書士／行政書士）、クレジット・サラ金、相続・遺言等相談、交通事故相談（専門相談員／弁護士）、労働相談、税務相談、宅地建物相談、まちづくり相談、住宅相談、ろうあ者相談、シルバー人材・いきいき相談、人権相談、行政相談）</p> <p>●市民相談の件数</p> <p>市民生活・市政等相談件数：9,737件（平成27年度 全区合計件数）</p> <p>特別相談件数：8,428件（平成27年度 全区合計件数）</p>		
所管課	市民文化局市民活動推進課		

自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告様式（平成27年度）

方針2 自殺防止のためにつながる		事項	自殺の発生を回避するための相談その他の適切な対応を行う体制の整備及び充実
取組	50	取組名称	人権オンブズパーソンによる相談等の実施
取組目的	子どもの権利の侵害や男女平等にかかわる人権の侵害に関する相談及び救済の申立てへの適切な対応 人権オンブズパーソン制度や相談窓口を、幅広く周知するための広報・啓発		
27年度実績	<p>●相談及び救済の申立てへの適切な対応</p> <p>新規の相談件数267件で、子どもの権利の侵害にかかわる相談が171件、男女平等にかかわる人権侵害の相談が52件、その他の相談が44件で、救済の申立ては、平成27年度の受付件数は3件であった。相談及び救済の申立てに対し、それぞれ適切な対応を行った。</p> <p>●制度や相談窓口の広報・啓発</p> <p>人権オンブズパーソン子ども教室は、小学校8校、中学校4校で実施したほか、市内の小・中・高等学校等を通して全児童生徒に相談カードを配布した。また、男女共同参画センターと連携した高校生対象の人権学習の実施など、広報・啓発に努めた。</p>		
所管課	市民オンブズマン事務局人権オンブズパーソン担当		

自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告様式（平成27年度）

方針2 自殺防止のためにつながる		事項	自殺の発生を回避するための相談その他の適切な対処を行う体制の整備及び充実
取組	51	取組名称	男女共同参画センターにおける総合相談
取組目的	各個人が抱える悩みや困難を解決することが自殺予防につながることから、市民の悩みや困難が解消されるよう、相談を実施するための体制を整備し、充実させる。		
27年度 実績	<p>●相談体制</p> <p>○ハロー・ウィメンズ110番(電話相談)</p> <p>日曜 12:00～17:00 月～木曜 10:00～15:00 金曜 15:00～20:00</p> <p>○面接相談 ※要予約</p> <p>第1・3木曜 10:00～12:00 第4金曜 16:00～20:00</p> <p>○法律相談 ※要予約</p> <p>第1・3木曜 13:00～16:00</p> <p>※ 相談事業は祝日及び年末年始は休み。</p> <p>●男性相談の取組状況</p> <p>平成27年10月21日から12月16日の期間で試行実施を行い、計13件(無言電話8件を除く)の相談があった。試行実施を踏まえ、平成28年4月27日から常設化した。</p> <p>●相談のカテゴリごとの件数</p> <p>ハロー・ウィメンズ110番(電話相談)・・・4,057件 面接相談・・・・・・・・・・・・・・・・ 57件 法律相談・・・・・・・・・・・・・・・・ 69件</p> <hr/> <p style="text-align: right;">4,183件</p>		
所管課	市民文化局人権・男女共同参画室		

自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告様式（平成27年度）

方針2 自殺防止のためにつながる		事項	自殺の発生を回避するための相談その他の適切な対応を行う体制の整備及び充実
取組	52	取組名称	多重債務を含む消費生活相談
取組目的	各個人が抱える悩みや困難を解決することが自殺予防につながることから、多重債務等の様々な消費者トラブルの解消に向けて、相談を実施するための体制を整備し、充実させる。		
27年度実績	<p>●制度の仕組</p> <p>商品やサービスなどに関する消費生活全般の苦情や問合せなど、消費者からの相談を専門の消費生活相談員が受け、公正な立場であつせん等の処理に当たっている。相談には、違法な過量販売等の消費者事故や脆弱な自己管理等の理由により生活が困窮してしまったという様な内容のものも含まれる。</p> <p>●相談件数</p> <p>多重債務に関する消費生活相談件数 92件 多重債務者特別相談会（多重債務者相談強化キャンペーン2015期間中） 1件</p> <p>●処理結果件数内訳</p> <p>○多重債務に関する消費生活相談件数</p> <p>1. 他機関紹介 0件 2. 助言（自主交渉） 54件 3. その他情報提供 34件 4. 斡旋解決 3件 5. 斡旋不調 1件 6. 斡旋不能 0件 7. 処理不要 0件</p> <p>○多重債務者特別相談会</p> <p>弁護士・生活支援相談員・就労専門の支援員・市職員が本人からのヒアリングを基に現状を分析し、問題の解決方法を助言するとともに法テラスの案内及び予約を行った。</p>		
所管課	経済労働局消費者行政センター		

自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告様式（平成27年度）

方針2 自殺防止のためにつながる		事項	自殺の発生を回避するための相談その他の適切な対応を行う体制の整備及び充実
取組	53	取組名称	キャリアサポートかわさき
取組目的	各個人が抱える悩みや困難を解決することが自殺予防につながることから、職に関する悩みや困難が解消されるよう、相談を実施するための体制を整備し、充実させる。		
27年度実績	<p>●制度の仕組</p> <p>川崎市就業支援室「キャリアサポートかわさき」において、総合相談窓口を開設し、就職に関する相談、職業紹介、就職活動に役立つセミナー、その他労働相談や生活・住居の相談、臨床心理士による心理カウンセリング等を実施している。</p> <p>●相談実施件数</p> <p>全体の相談件数 延べ3,634件</p> <p>●カウンセリング実施件数</p> <p>臨床心理カウンセリング実施件数 延べ66件</p>		
所管課	経済労働局労働雇用部		

自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告様式（平成27年度）

方針2 自殺防止のためにつながる		事項	自殺の発生を回避するための相談その他の適切な対応を行う体制の整備及び充実
取組	54	取組名称	中小企業の融資相談
取組目的	各個人が抱える悩みや困難を解決することが自殺予防につながることから、経営に関する悩みや困難が解消されるよう、相談や申請を受け付けるための体制を整備する。		
27年度 実績	<p>●取組内容 経済状況の急激な変化に直面し経営の安定に支障を生じている中小企業者に対し、セーフティネット保証（中小企業信用保険法）の申請を受け付け、認定を行った。 また、中小企業の経営や融資等に関する相談に対し、市融資制度をはじめ関連する情報を提供し、事業者の課題解決に向けた支援を実施した。</p> <p>●相談件数 1,145件</p> <p>●認定件数 195件</p>		
所管課	経済労働局金融課		

自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告様式（平成27年度）

方針2 自殺防止のためにつながる		事項	自殺の発生を回避するための相談その他の適切な対応を行う体制の整備及び充実
取組	55	取組名称	生活困窮者への支援
取組目的	各個人が抱える悩みや困難を解決することが自殺予防につながることから、生活困窮者の悩みや困難が解消されるよう、相談を実施し、支援を行うための体制を整備し、充実させる。		
27年度 実績	<p>●相談体制 川崎駅前にあるだいJOBセンターにおいて、失業を中心に、住まい、債務、メンタルについてなど生活困窮者の複合的な課題に対応できるよう就労支援員、精神保健支援員、居住・家計支援員等相談支援員を含む15名を配置し、相談支援を行っている。また、センターでは神奈川県弁護士会、神奈川県司法書士会と連携し、専門相談も実施している。</p> <p>●関係機関との連携体制整備状況 生活保護、国民健康保険等各区役所の関係窓口をはじめとした関係機関に対する定期的な広報物の発行やチラシの配架を行うことにより、だいJOBセンターの来所者の約50%がこれらの関係機関をとおして相談に訪れている。 また関係機関と連携して相談者の支援を行うにあたっては、相談者の了解のもと事前の情報共有や、窓口への同行を行い引継ぎを行うなど寄り添い型支援を実施し、緊密な連携を図っている。</p> <p>●相談支援者数 新規相談者数1,494人（1日平均6人） のべ相談件数5,016人（1日平均20件）</p>		
所管課	健康福祉局生活保護・自立支援室		

自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告様式（平成27年度）

方針2 自殺防止のためにつながる		事項	自殺の発生を回避するための相談その他の適切な対応を行う体制の整備及び充実
取組	56	取組名称	生活保護制度による支援
取組目的	各個人が抱える悩みや困難を解決することが自殺予防につながることから、生活保護対象者の悩みや困難が解消されるよう、支援を行うための体制を整備し、充実させる。		
27年度実績	<ul style="list-style-type: none"> ●相談体制の整備状況 市内9箇所の福祉事務所にて、生活保護専門の面接相談員を配置。生活保護法の趣旨や制度についての説明や、相談者個々人の相談内容に応じた適切な助言を行っており、保護申請の意思が確認された場合は、申請手続きについて助言している。 ●生活保護相談件数 全市年間延べ9,900件(見込み) ●訪問回数 全市年間延べ80,500件(見込み) 		
所管課	健康福祉局生活保護・自立支援室		

自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告様式（平成27年度）

方針2 自殺防止のためにつながる		事項	自殺の発生を回避するための相談その他の適切な対応を行う体制の整備及び充実
取組	57	取組名称	ホームドア等の設置支援
取組目的	物理的・心理的障壁を設けることが自殺予防につながることから、ホームドア等の設置支援を行うための体制を整備し、充実させる。		
27年度実績	<ul style="list-style-type: none"> ●設置補助制度の概要 鉄道駅舎におけるホームドア等の整備に対して、その整備を促進させることにより、プラットフォームからの転落や走行中の列車との接触事故を防止、障害者や高齢者等の移動の円滑化及び鉄道利用者の安全の確保を目的とし、原則として一日あたりの駅乗降者数が10万人以上の駅舎において、補助事業等に要する経費の12分の1を上限として予算の範囲内で鉄道事業者に対して補助金を交付する。 ●補助件数 1件(東急大井町線溝の口駅) 		
所管課	まちづくり局交通政策室		

自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告様式（平成27年度）

方針2 自殺防止のためにつながる		事項	自殺の発生を回避するための相談その他の適切な対応を行う体制の整備及び充実
取組	58	取組名称	地域見守りネットワーク事業
取組目的	地域住民と接することの多い民間事業者等と連携することなどにより、日頃から周囲を気かけるとともに、要援護者を早期に発見し、必要な支援を行うなど、地域社会全体で見守りのための体制を築く。		
27年度実績	<p>●支援体制の整備状況</p> <p>協力事業者と行政機関、関係機関等は見守りネットワークの構築に取り組み、相互連携を図っている。協力事業者は、事業活動の中で、異変に気づいたり、何らかの支援を必要としている方を発見した場合は、行政機関に連絡を行い、連絡を受けた行政機関は、住民に対して、適切な支援や対応を行っている。</p> <p>●民間事業者等協定数</p> <p>平成27年度において、新たに協力事業者となった数は、訪問型7社、店舗型1社であり、合計で訪問型39社、店舗型8社となっている。</p>		
所管課	健康福祉局高齢者在宅サービス課 健康福祉局地域福祉課		

自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告様式（平成27年度）

方針2 自殺防止のためにつながる		事項	自殺の防止等に関する人材の確保、養成及び資質の向上
取組	59	取組名称	介護者への支援
取組目的	家族の介護による負担を軽減し、困難を家族のみで抱える孤立を防ぎ、介護疲れ等による自殺予防を目的とする。		
27年度実績	<p>●認知症家族介護教室</p> <p>各区役所保健福祉センターにおいて、認知症等により要介護となった人の家族を対象に介護教室を開催している。認知症や介護方法、支援制度等の理解を深めるとともに、家族相互の情報交換、ボランティア等との交流の機会としている。</p> <p>●開催回数及び参加人数</p> <p>開催回数:93回 参加人数(延):666人</p> <p>●地域包括支援センターにおける支援</p> <p>家族からの相談に対応。また、状況に応じて、各センターにおいても介護教室などを開催している。</p>		
所管課	健康福祉局地域包括ケア推進室		

自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告様式（平成27年度）

方針2 自殺防止のためにつながる		事項	自殺の発生を回避するための相談その他の適切な対応を行う体制の整備及び充実
取組	60	取組名称	児童支援コーディネーターの専任化の推進
取組目的	各個人が抱える悩みや困難を解決することが自殺予防につながることから、児童一人ひとりの悩みや困難な状況を早期に発見し、解消に向けた校内支援体制の中心的役割を担う「児童支援コーディネーター」の専任化を推進するための体制を整備し、充実させる。		
27年度実績	<p>●児童支援コーディネーターの活動状況</p> <p>[コーディネーターの機能]</p> <p>① 相談の窓口 いつでも相談できる体制。発達障害等への保護者や子どもの不安を軽減し、早期対応につなげる。</p> <p>② 課題の早期発見 校内巡回、教室訪問等を行い、気になる子どもや行動の発見に努める。小さな変化を見逃さず、早期改善につなげる。</p> <p>③ 支援の継続 担当が変わっても、保護者との関係を保ちながら、一貫した対応で、継続して課題の改善を図る校内のキーパーソンとなる。</p> <p>●支援を必要とする児童の課題改善率等</p> <p>○専任化された小学校における支援を必要とする児童の課題改善率⇒93%</p> <p>○専任化された小学校における支援を必要とする児童の支援未実施率(支援が必要であるが支援ができなかった児童の割合)⇒1%</p> <p>・参考:専任化されていない学校の課題改善率⇒75%</p> <p>専任化されていない学校の支援未実施率⇒11%</p> <p>●専任化した校数 65校(小学校113校中)</p>		
所管課	教育委員会事務局指導課		

自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告様式（平成27年度）

方針2 自殺防止のためにつながる		事項	自殺の発生を回避するための相談その他の適切な対応を行う体制の整備及び充実
取組	61	取組名称	自殺予防いのちの電話
取組目的	各個人が抱える悩みや困難を解決することが自殺予防につながることから、不安や悩みがある人に対する匿名による電話相談を行うための体制を整備し、充実させる。		
27年度実績	<p>●事業概要 電話による対話の場を提供し、悩みの軽減、または解放を図り、健全な社会人として生活できるよう支援することを目的とした電話相談事業として毎月10日のフリーダイヤル事業や24時間の電話相談を実施している。(実施主体は社会福祉法人川崎いのちの電話)</p> <p>●通常電話への相談件数及びフリーダイヤルへの相談件数 通常相談件数:13,499件、うち自殺志向のもの1,598件 フリーダイヤルへの相談件数:577件、うち自殺志向のもの120件</p>		
所管課	健康福祉局精神保健課		

自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告様式（平成27年度）

方針2 自殺防止のためにつながる		事項	自殺の発生を回避するための相談その他の適切な対処を行う体制の整備及び充実
取組	62	取組名称	自殺予防に関わる機関、民間団体等による連携の場の設置
取組目的	様々な関係機関や団体とともに、自殺対策について協議検討を行い、本市における地域の実情に応じた包括的な対策を進める		
27年度 実績	<p>●川崎市地域自殺総合対策推進連絡会議</p> <p>自殺対策に係る関係機関の密接な連携と協力により、本市における自殺総合対策の円滑な推進を図るため、総合計画に関すること、関係機関の情報交換や連絡調整、調査、研究及び情報収集に関することなど、自殺対策の推進に必要な事柄について検討、協議を行う場として本年度より設置した。</p> <p>会議体は学識、司法、医療、労働、経済、福祉、教育分野などの様々な関係機関や民間団体、行政機関により構成されており、自殺予防を自所属分野における課題として考えてもらえるよう、自殺予防への理解の増進と各団体の結びつきを強めることをねらいとした。</p> <p>本年度については、自殺対策の基本認識の共有、高齢者の自殺予防を主要なテーマとして協議を行った。</p> <p>●開催回数</p> <p>2回（平成27年8月4日、平成28年1月18日）</p>		
所管課	健康福祉局精神保健福祉センター		

自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告様式（平成27年度）

方針2 自殺防止のためにつながる		事項	民間団体の行う自殺の防止等に関する活動に対する支援
取組	63	取組名称	かながわ自殺対策会議の設置
取組目的	神奈川県内の自殺対策を多角的に検討し、総合的な対策として推進することを目的とする。		
27年度 実績	<p>●事業概要</p> <p>自殺の背景には、健康問題、経済・生活問題、家庭問題等多くの社会的要因があることにかんがみ、様々な分野の関係機関・団体による多角的な検討と自殺対策の総合的な推進を図るため、学識関係者や司法、報道、医療、労働、経済、福祉、教育などの様々な関係機関や、民間団体、行政機関により構成される「かながわ自殺対策会議」を平成19年度から設置している。会議は神奈川県、横浜市、相模原市とともに四県市で連携し、開催した。</p> <p>対策会議は自殺対策に係る情報の共有に関すること、自殺対策に係る協議及び連携に関すること等を目的としており、その趣旨に基づき、自殺の実態（統計）、ゲートキーパー養成、街頭キャンペーンなど地域ごとの取組について共有をはかった。</p> <p>●開催回数</p> <p>2回（平成27年7月7日、平成28年3月9日）</p>		
所管課	健康福祉局精神保健福祉センター		

自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告様式（平成27年度）

方針2 自殺防止のためにつながる		事項	民間団体の行う自殺の防止等に関する活動に対する支援
取組	64	取組名称	市民向け講演会の共催
取組目的	自殺やこころの健康、病気についての知識を広く普及、理解をはかり、身近な人の不調への気づきやゲートキーパーの役割について関心を深める。		
27年度実績	<p>●事業概要</p> <p>幅広く市民を対象に、こころの健康や精神疾患、自殺予防について、川崎いのちの電話との共催により、市民向け講演会を行っている。平成27年度については、「いきる いかす いかしあう」をテーマに、精神疾患の病状悪化や自殺未遂について、当事者の体験談をもとに、身近な人による支えについて、また一方的に支えられる存在ではなく、ともに支えあう関係性について、「こころの健康セミナー」を開催した。講演会に先行し、精神疾患の基礎知識や傾聴についての学習会も行った。</p> <p>●開催回数及び参加者数</p> <p>開催回数：1回 参加人数：210人 事前学習会：75人</p>		
所管課	健康福祉局精神保健福祉センター		

自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告様式（平成27年度）

方針2 自殺防止のためにつながる		事項	民間団体の行う自殺の防止等に関する活動に対する支援
取組	65	取組名称	川崎いのちの電話運営補助
取組目的	民間団体が行う自殺予防を目的とした取組への支援を行う。		
27年度実績	<p>●事業概要</p> <p>精神的危機に直面し、助け、慰め、励ましを求めている人々に、電話による対話の場を提供し、悩みの軽減、または解放を図り、健全な社会人として生活できるよう支援することを目的として電話相談事業を行う社会福祉法人川崎いのちの電話に対して、その活動及び相談員ボランティアの資質の向上を図るため補助を行い、社会福祉の増進に努めた。また、活動の周知等のために行うチャリティーイベントや相談員募集講座、定期刊行物の広報協力も行った。</p> <p>●新規相談員認定数</p> <p>9名</p>		
所管課	健康福祉局精神保健課		

自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告様式（平成27年度）

方針2 自殺防止のためにつながる		事項	自殺防止に向けた早期かつ適切な医療を提供するための体制の整備
取組	66	取組名称	かかりつけ医うつ病対応力向上研修(再掲)
取組目的	うつ病の早期発見・早期治療や、適切な機関との連携により、自殺予防をはかる。		
27年度 実績	<p>●事業概要</p> <p>精神的な不調は、身体的不調の訴えとして気づかれやすいことや、精神的な不調を自覚しても初めの段階で精神科や心療内科等を受診する人は少ないことから、早期の段階でうつ病等の精神的疾患に気づき、治療を受けられることを目的に、かかりつけ医等身体科医師を対象に、かかりつけ医による初期対応や、専門医への紹介、専門医との連携がなされるよう研修を行った。</p> <p>研修にあたっては、研修企画委員会の事務局として、協力医療機関の調査や紹介システムによる実績調査等を神奈川県、横浜市、相模原市と協調して行った。</p> <p>研修については、神奈川県、横浜市、相模原市とともにカリキュラム検討を行った。また、県内複数会場のうち、いずれにも参加を可能とした。</p> <p>●開催回数及び参加者数</p> <p>開催回数：1回(県内全5回)</p> <p>参加人数：川崎市会場45人(うち、川崎市内在職者30人)</p> <p>県内5会場総数290人</p>		
所管課	健康福祉局精神保健福祉センター		

自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告様式（平成27年度）

方針2 自殺防止のためにつながる		事項	自殺防止に向けた早期かつ適切な医療を提供するための体制の整備
取組	67	取組名称	各区精神保健相談(再掲)
取組目的	社会福祉職・保健師による各種精神保健福祉に関する相談や精神科嘱託医によるクリニックの実施により、市民の悩みや不安が解消され、心の健康が実現されるよう、体制を整備し、充実させる。		
27年度 実績	<p>●事業概要</p> <p>各区保健福祉センター高齢・障害課(窓口、電話、訪問等)において社会福祉職・保健師により、常時精神保健福祉に関する幅広い相談を受け付けている。</p> <p>また、月に数回、一般及び高齢者の精神保健相談クリニックを開催し、精神科嘱託医による相談、指導等を行っている。本人及び家族に関するケース検討会等においても、医学的視点からの助言を得ている。</p> <p>●相談・クリニック実施回数及び相談延べ人数</p> <p>一般精神保健福祉相談(各区・常時)：15,748人</p> <p>一般精神保健福祉相談(クリニック)(各区・月2回)：191人</p> <p>高齢者精神保健福祉相談(クリニック)(各区・月1回)：107人</p>		
所管課	健康福祉局精神保健課		

自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告様式（平成27年度）

方針3 自殺防止のために支える		事項	自殺防止に向けた早期かつ適切な医療を提供するための体制の整備
取組	68	取組名称	精神科医療体制の整備
取組目的	自殺企図の可能性がある患者に、早期かつ適切な医療を提供するための体制を整備する。		
27年度 実績	<p>●事業の概要及び流れ</p> <p>精神科救急患者の円滑な医療及び保護を図るため、精神疾患の急激な発症や精神症状の悪化などにより、早急に適切な医療を必要とする精神科救急患者等の相談に応じ、精神保健福祉法に基づく診察の実施、精神科救急医療施設の紹介及び確保について、神奈川県、横浜市、川崎市、相模原市が協調体制で、24時間365日の相談体制を整備している。</p> <p>○初期救急：外来診療が必要な場合に診療所等を紹介</p> <p>○二次救急：入院が必要と思われる場合に病院を紹介</p> <p>○三次救急：警察官等の通報による措置入院</p> <p>●対応件数</p> <p>○初期救急・二次救急相談件数：977件（初期救急紹介：19件、二次救急紹介：63件）</p> <p>○三次救急通報件数：201件（内、診察件数：123件）</p>		
所管課	健康福祉局精神保健福祉センター		

自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告様式（平成27年度）

方針3 自殺防止のために支える		事項	自殺防止に向けた早期かつ適切な医療を提供するための体制の整備
取組	69	取組名称	自殺未遂者の救急搬送
取組目的	自殺未遂者を早期かつ適切に救急医療に搬送するための体制を整備する。		
27年度 実績	<p>●救急搬送体制の整備状況</p> <p>自殺未遂者も含む、市内全救急事案に対して、27隊の救急隊で迅速かつ適正な救急搬送体制を整備している。</p> <p>●搬送件数</p> <p>平成27年中の出場件数は、65,825件であり、うち自損行為の出動は588件（0.89%）、そのうち搬送人員は461件（0.7%）であった。</p>		
所管課	消防局警防部救急課		

自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告様式（平成27年度）

方針2 自殺防止のためにつながる		事項	自殺未遂者に対する支援
取組	70	取組名称	各区精神保健相談（再掲）
取組目的	社会福祉職・保健師による各種精神保健福祉に関する相談や精神科嘱託医によるクリニックの実施により、市民の悩みや不安が解消され、心の健康が実現されるよう、体制を整備し、充実させる。		
27年度実績	<p>●事業概要</p> <p>各区役所保健福祉センター高齢・障害課（窓口、電話、訪問等）において社会福祉職・保健師により、常時精神保健福祉に関する幅広い相談を受け付けている。</p> <p>また、月に数回、一般及び高齢者の精神保健相談クリニックを開催し、精神科嘱託医による相談、指導等を行っている。本人及び家族に関するケース検討会等においても、医学的視点からの助言を得ている。</p> <p>●相談・クリニック実施回数及び相談延べ人数</p> <p>一般精神保健福祉相談（各区・常時）：15,748人 一般精神保健相談（クリニック）（各区・月2回）：191人 高齢者精神保健相談（クリニック）（各区・月1回）：107人</p>		
所管課	健康福祉局精神保健課		

自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告様式（平成27年度）

方針3 自殺防止のために支える		事項	自殺未遂者に対する支援
取組	71	取組名称	精神科医療体制の整備（再掲）
取組目的	自殺企図の可能性がある患者に、早期かつ適切な医療を提供するための体制を整備する。		
27年度実績	<p>●事業の概要及び流れ</p> <p>精神科救急患者の円滑な医療及び保護を図るため、精神疾患の急激な発症や精神症状の悪化などにより、早急に適切な医療を必要とする精神科救急患者等の相談に応じ、精神保健福祉法に基づく診察の実施、精神科救急医療施設の紹介及び確保について、神奈川県、横浜市、川崎市、相模原市が協調体制で、24時間365日の相談体制を整備している。</p> <p>○初期救急：外来診療が必要な場合に診療所等を紹介 ○二次救急：入院が必要と思われる場合に病院を紹介 ○三次救急：警察官等の通報による措置入院</p> <p>●対応件数</p> <p>○初期救急・二次救急相談件数：977件（初期救急紹介：19件、二次救急紹介：63件） ○三次救急通報件数：201件（内、診察件数：123件）</p>		
所管課	健康福祉局精神保健福祉センター		

自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告様式（平成27年度）

方針3 自殺防止のために支える		事項	自殺未遂者に対する支援
取組	72	取組名称	自殺企図児童に対する支援
取組目的	再企図の危険性が高い自殺企図のあった児童に、再企図防止のための支援を実施する。		
27年度 実績	<p>●再企図防止のための支援状況</p> <p>各児童相談所において、児童福祉司、児童心理司、保健師等が、0歳から18歳までの子どもに関する悩みや困難に関して、保護者や子どもの相談を実施している。</p> <p>学校や家庭で自殺企図があった児童について、保護者からの依頼、また、学校や教育委員会からの気づきがあった事例を含めて、その連携の下、再企図の防止を図っている。</p>		
所管課	こども未来局児童家庭支援・虐待対策室		

自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告様式（平成27年度）

方針2 自殺防止のためにつながる		事項	自殺未遂者に対する支援
取組	73	取組名称	自殺未遂者・家族等へのリーフレットの配布
取組目的	自殺未遂者・家族等に最も早い段階で接する救急隊から相談を案内することにより、抱える困難に対する支援につながり再度の自殺企図を防ぐ。		
27年度 実績	<p>●事業概要</p> <p>自損事故による救急搬送において本人または家族に渡す相談機関案内のリーフレットを作成しているが、救急搬送の現場では渡すことのできない状況も多く、今後の実施方法の検討を進めた。</p>		
所管課	健康福祉局精神保健福祉センター		

自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告様式（平成27年度）

方針2 自殺防止のためにつながる		事項	自殺未遂者に対する支援
取組	74	取組名称	自殺未遂者及びその家族への支援
取組目的	自殺リスクの高いとされる自殺未遂者及びその家族に対する支援及びその体制の充実をはかり、再度の自殺企図を防ぐ。		
27年度実績	<p>●事業概要</p> <p>各区役所の精神福祉相談において、自殺未遂者やその家族への支援を行っている。</p> <p>また、救命直後等早い段階での相談につながるよう、救命救急医療機関との連携体制について、消防本部、救命救急医療機関とともに、「自損事故による救急搬送と救急受診等の実態調査」と並行して検討を進めた。</p>		
所管課	健康福祉局精神保健福祉センター		

自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告様式（平成27年度）

方針2 自殺防止のためにつながる		事項	自殺者及び自殺未遂者の親族等に対する支援
取組	75	取組名称	学校こころの緊急支援事業(再掲)
取組目的	重大な事件・事故および災害後のメンタルヘルス対策、心的外傷後の回復支援を行うことにより、PTSDやうつ病等精神疾患の発症リスクを低減させ、また、発症時の早期対応を行うことで、心の健康を保持する。		
27年度実績	<p>●事業内容</p> <p>専門医を学校に派遣する「心の健康相談支援事業」と重なるため、平成27年度に事業を統合した。</p>		
所管課	教育委員会事務局健康教育課		

自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告様式（平成27年度）

方針3 自殺防止のために支える		事項	自殺者及び自殺未遂者の親族等に対する支援
取組	76	取組名称	遺児支援における連携
取組目的	遺児の自尊心や社会的役割、人生の回復を支援するため、関係機関が連携して遺児支援を実施する。		
27年度実績	<p>●現時点での連携の視点</p> <p>緊急時には、スクールカウンセラーや学校巡回カウンセラーを派遣し、遺児やその親族等の心のケアにあたるとともに、教職員と情報を共有しながら支援をすすめる、必要に応じてスクールソーシャルワーカーを活用して関係機関と連携して支援を実施する。</p>		
所管課	教育委員会事務局企画課		

自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告様式（平成27年度）

方針3 自殺防止のために支える		事項	自殺者及び自殺未遂者の親族等に対する支援
取組	76	取組名称	遺児支援における連携
取組目的	遺児の自尊心や社会的役割、人生の回復を支援するため、関係機関が連携して遺児支援を実施する。		
27年度実績	<p>●相談状況</p> <p>各児童相談所において、児童福祉司、児童心理司、保健師等が、0歳から18歳までの子どもに関する悩みや困難に関して、保護者や子どもの相談を実施している。その中で遺児に関する相談も受けている。</p> <p>平成27年度の遺児に関する相談は、11件であった。</p> <p>●連携の状況</p> <p>遺児については、児童養護施設に入所したり、里親に委託されることが多いため、施設職員や里親との連携が必須となる。施設入所や、里親委託となった児童については、施設の指導員や心理士、里親と、児童心理司が連携して児童の心理的ケアを行う体制となっている。</p>		
所管課	こども未来局児童家庭支援・虐待対策室		

自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告様式（平成27年度）

方針3 自殺防止のために支える		事項	自殺者及び自殺未遂者の親族等に対する支援
取組	77	取組名称	自死遺族に対する市民法律相談
取組目的	自死遺族の自尊心や社会的役割、人生の回復を支援するため、自死遺族が抱える問題に関する相談を実施する。		
27年度 実績	<p>●相談内容及び法律相談件数 法律相談の相談内容：弁護士が、各区役所地域振興課において、市内に在住・在勤・在学の方を対象に、法律問題全般の相談に応じる。 法律相談件数：4,347件（平成27年度 全区合計件数）</p> <p>そのほか、市民相談事業としては、各区役所地域振興課において、市民生活・市政等相談として市職員及び市民相談員が、日常生活での困り事などの相談に応じたり、特別相談として弁護士をはじめ、司法書士、専門相談員等が、専門知識が必要な相談に応じる特別相談も行っており、いずれも遺族の方も相談できる。</p>		
所管課	市民文化局市民活動推進課		

自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告様式（平成27年度）

方針3 自殺防止のために支える		事項	自殺者及び自殺未遂者の親族等に対する支援
取組	78	取組名称	自死遺族支援リーフレット等の配布
取組目的	自死遺族の自尊心や社会的役割、人生の回復を支援するため、自死遺族に遺族支援のリーフレットやチラシ等を配布する。		
27年度 実績	<p>●取組内容 取組なし</p> <p>●配布数 配布なし</p>		
所管課	総務企画局職員厚生課		

自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告様式(平成27年度)

方針3 自殺防止のために支える		事項	自殺者及び自殺未遂者の親族等に対する支援
取組	79	取組名称	自死遺族の集いの開催
取組目的	自殺により遺された人等へのケアや必要な情報提供、自殺について話せる機会を確保し、心理的負担の軽減や孤立防止をはかる。		
27年度 実績	<p>●事業概要</p> <p>・「かわさきこもれびの会」 自殺により遺された人相互の分かちあいの場を開催し、グループでの話し合いや、状況により、個別支援も行った。</p> <p>実施回数6回(原則奇数月の第1木曜午後開催) 参加人数12人(延べ)</p> <p>・「自死遺族支援事業担当課連絡会議」 自死遺族の集いを定期開催している6自治体により、動向や課題の検討を行う意見交換会を実施。</p>		
所管課	健康福祉局精神保健福祉センター		

自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告様式(平成27年度)

方針3 自殺防止のために支える		事項	自殺者及び自殺未遂者の親族等に対する支援
取組	80	取組名称	自死遺族電話相談「ほっとライン」の実施
取組目的	自殺により遺された人等へのケアや必要な情報提供、自殺について話せる機会を確保し、心理的負担の軽減や孤立防止をはかる。		
27年度 実績	<p>●概要</p> <p>自殺により遺された人等が安心して話せる、あるいは必要な情報を得られる機会として、電話相談を実施した。 利用件数が多くなく、周知方法、開設時間、需要などについて、他機関での相談状況とも併せ、要因を検討している。</p> <p>●開設回数及び実績</p> <p>24回(月2回 13時から16時) 利用実績18人</p>		
所管課	健康福祉局精神保健福祉センター		

2 本報告書に対する川崎市自殺対策評価委員会からの意見

本報告書は、条例第11条1項に基づき、計画の進捗状況及び目標の達成状況の評価及び市の自殺の概要についてとりまとめ、議会に提出するとともに、公表することを目的に作成した。

本報告書を作成するにあたり、平成28年8月26日に開催した川崎市自殺対策評価委員会より、条例第11条2項に基づいて、以下の意見が出された。

- (1) 川崎市自殺対策総合推進計画の進捗状況及び目標の達成状況の評価について、推進体制としている3つの会議体の実施状況についても追加すべき
- (2) 川崎市自殺対策総合推進計画の進捗状況及び目標の達成状況の評価について、定量的な目標の達成状況だけではなく、定性的（数値・数量で表せないさま）な評価についても追加すべき
- (3) 報告書案の構成について、これまでの川崎市における自殺対策の経緯や本市地域包括ケアシステムとの関連などを追加すべき

なお、第1章（7）及び（8）に使用している資料を自殺予防総合対策センターの分析結果をもとに、評価委員会委員の山内氏に作成いただき、第1章（9）を自損事故による救急搬送と救急受診等の実態調査平成27年度報告書をもとに、評価委員会委員の中西氏に作成いただいたことに深く感謝申し上げます。

「川崎市自殺対策の推進に関する条例」抜粋

（自殺対策総合推進計画の策定等）

第9条 市長は、市の状況に応じた自殺対策を総合的に推進するための計画（以下「自殺対策総合推進計画」という）を定め、及びこれに基づき次に掲げる事項に関し必要な施策を講じるものとする。

～中略～

2 自殺対策総合推進計画においては、自殺に関する市の状況を勘案し、自殺対策の関する定量的な目標を定めるものとする。

（評価及び報告書の作成等）

第11条 市長は、毎年度、自殺対策総合推進計画の進捗状況及び第9条第2項の目標の達成状況について評価を行い、その結果及び市における自殺の概要に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表するものとする。

2 市長は、前項の評価を行おうとするときは、川崎市自殺対策評価委員会の意見を聴くものとする。

資料

人の命は、何ものにも代え難い。しかし、自ら命を絶つ人が川崎市でも跡を絶たない。

自殺に至る背景には、個人的な要因だけではなく、社会的な要因もあり、それらが複合的に重なっていることから、その対策も個々の自殺発生の危機への対応だけではなく、誰もが健康で生きがいをもって暮らすことのできる社会の構築まで一貫したものでなければならない。

そのため、川崎市においても、自殺を個人の問題としてのみではなく、社会全体で取り組む問題として捉えていく必要があり、市民一人ひとりが自殺を自らと決して無関係ではない問題として意識し、自殺対策に関心と理解を深めていくことが重要となっている。

ここに、川崎市は、自殺対策を推進して、自殺の防止及び自殺者の親族等に対する支援の充実を図るとともに、誰もが自殺に追い込まれない社会の実現に向けて、市民その他関係者と共に取り組んでいくため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、自殺対策に関し、基本理念を定め、市の責務、市民の役割等を明らかにするとともに、自殺対策の基本となる事項を定めることにより、自殺の防止等に対する市民の意識の高揚を図りつつ、市の状況に応じた自殺対策を総合的に推進し、もって市民が互いに支え合い、健康で生きがいを持って暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第2条 自殺対策は、次の基本理念にのっとり、その推進が図られなければならない。

- (1) 自殺が個人的な問題としてのみ捉えられるべきものではなく、その背景に様々な社会的な要因があり、その多くを防ぐことができる問題であることを踏まえて、社会的な取組とすること。
- (2) 自殺が多様かつ複合的な原因及び背景を有するものであることを踏まえ、単に精神保健的観点からのみならず、自殺の実態に即したものとすること。
- (3) 自殺の事前予防、自殺発生の危機への対応及び自殺が発生した後又は自殺が未遂に終わった後の事後対応の各段階に応じた効果的な施策とすること。
- (4) 市及び関係機関等(国、他の地方公共団体、医療機関、事業主、学校、自殺の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の自殺対策に関係する者をいう。以下同じ。)相互の密接な連携の下に行われるものとすること。

(市の責務)

第3条 市は、前条の基本理念にのっとり、関係機関等と連携しつつ、自殺に関する現状を把握し、市の状況に応じた施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施するものとする。

2 市は、前項の規定による関係機関等との連携、現状の把握並びに施策の策定及び実施に当たっては、これらの行為が各区又は地域の実情に応じたものとなるよう配慮するものとする。

3 市は、一定期間に発生した自殺の原因、方法、件数等から判断して急を要すると認めるときは、速やかに必要な対応を行うものとする。

(事業主の責務)

第4条 事業主は、自殺対策において重要な役割を果たし得ることを認識し、自殺及びその背景

にある心の健康の問題その他の問題に対する正しい理解を深めるよう努めるものとする。

2 事業主は、市及び他の関係機関等と連携して、その雇用する労働者の心の健康の保持を図るため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(保健医療サービス等を提供する者の責務)

第5条 保健医療サービス、福祉サービス等（以下「保健医療サービス等」という。）を提供する者は、自殺対策に直接関係すること又は寄与し得ることを認識し、自殺及びその背景にある心の健康の問題その他の問題に対する正しい理解を深めるよう努めるものとする。

2 保健医療サービス等を提供する者は、市及び他の関係機関等と連携して、保健医療サービス等の利用者に係る自殺の防止等に資するよう、適切な措置を講ずることに努めるものとする。

(学校等の責務)

第6条 学校その他これに類する教育機関（以下「学校等」という。）は、自殺対策において重要な役割を果たし得ることを認識し、自殺及びその背景にある心の健康の問題、いじめその他の問題に対する正しい理解を深めるよう努めるものとする。

2 学校等は、市、他の関係機関等、児童、生徒等の保護者等と連携して、児童、生徒等が心身ともに健康な生活を営むことができるよう、前項の問題に関する支援その他の適切な措置を講ずることに努めるものとする。

(市民の役割)

第7条 市民は、自殺が自己に関係のある問題となり得ること及び自殺の防止等に資する行為を自らが行い得ることを認識し、自殺及びその背景にある問題に対する正しい理解を深めるとともに、それぞれが自殺対策に関し適切な役割を果たすよう努めるものとする。

(財政上の措置等)

第8条 市は、この条例の目的を達成するため、必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(自殺対策総合推進計画の策定等)

第9条 市長は、市の状況に応じた自殺対策を総合的に推進するための計画（以下「自殺対策総合推進計画」という。）を定め、及びこれに基づき次に掲げる事項に関し必要な施策を講ずるものとする。

(1) 自殺の防止等に関する調査研究の推進並びに情報の収集、整理、分析及び提供

(2) 自殺の防止等に関する市民の理解の増進

(3) 自殺の防止等に関する人材の確保、養成及び資質の向上

(4) 職域、学校、地域等における市民の心の健康の保持に係る体制の整備

(5) 自殺の防止に向けた早期かつ適切な医療を提供するための体制の整備

(6) 自殺の発生を回避するための相談その他の適切な対処を行う体制の整備及び充実

(7) 自殺未遂者に対する支援

(8) 自殺者及び自殺未遂者の親族等に対する支援

(9) 民間団体の行う自殺の防止等に関する活動に対する支援

2 自殺対策総合推進計画においては、自殺に関する市の状況を勘案し、自殺対策に関する定量的な目標を定めるものとする。

(留意事項)

第10条 市長は、自殺対策総合推進計画の策定及びこれに基づく施策の実施に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

(1) 各区又は地域の実情に配慮すること。

(2) 次に掲げる役割を業務の性質上担うことが可能であると認められる職業の団体に対し、心の健康又は自殺の防止に関する知識の普及に資する情報提供その他の必要な支援が行われるようにすること。

ア 自殺及び自殺に関連する事象に関する正しい知識を普及する役割

イ 自殺の兆候に気付いて、当該兆候を示した者に話しかけ、又は話を聞き、必要に応じて専門的な機関、団体等から相談、助言等が受けられるよう支援し、又は当該兆候を示した者を見守る役割

(3) 市民がそれぞれ自己の親族、知人その他の関係者の異変に気付いた場合に、前号イに掲げる役割を担って適切に行動することができるよう、必要とされる基礎的な知識の普及が図られるようにすること。

(評価及び報告書の作成等)

第11条 市長は、毎年度、自殺対策総合推進計画の進捗状況及び第9条第2項の目標の達成状況について評価を行い、その結果及び市における自殺の概要に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表するものとする。

2 市長は、前項の評価を行おうとするときは、川崎市自殺対策評価委員会の意見を聴くものとする。

(自殺対策評価委員会)

第12条 前条第2項に定めるもののほか、自殺対策に係る重要事項について調査審議するため、川崎市自殺対策評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、委員5人以内をもって組織する。

3 委員は、学識経験者、医師及び市職員のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

4 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

6 前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(連携のための仕組みの整備)

第13条 市長は、自殺対策を総合的かつ円滑に推進することができるよう、市及び関係機関等が相互に密接な連携を図るための仕組みを整備することに努めるものとする。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

川崎市地域自殺総合対策推進連絡会議運営要綱

(趣旨)

第1条 川崎市自殺対策の推進に関する条例（平成25年条例第75号）に基づき、自殺対策に係る関係機関の密接な連携と協力により、本市における自殺総合対策を円滑に進めるため、川崎市地域自殺総合対策推進連絡会議（以下「会議」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 会議は次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 自殺対策に係る総合推進計画に関すること。
- (2) 自殺対策に係る関係機関等の情報交換に関すること。
- (3) 自殺対策に関する連絡調整に関すること。
- (4) 自殺対策事業に関する調査、研究及び情報収集に関すること。
- (5) その他自殺対策の推進に必要な事項に関すること。

(構成)

第3条 第1条の趣旨に則り、神奈川県下における4区市による「かながわ自殺対策会議」及び行政による「川崎市自殺対策総合推進会議」との連携を図る。

2 会議は、原則として、別表に掲げる学識経験者、機関及び団体において選出した者（以下「委員」という。）で構成するものとする。

(会議)

第4条 会議は、精神保健課長が招集する。

2 会議には、必要に応じて、委員以外の関係者を出席させることができる。

(部会)

第5条 第2条に定める事項の調査及び検討を行うため、会議は必要に応じて部会を設けることができる。

2 部会は、部会に係る事項に関連する委員及び委員以外の者（以下「部会員」という。）をもって構成する。

3 部会の会議については、前条の規定を準用する。

(庶務)

第6条 会議の庶務は、健康福祉局障害保健福祉部精神保健課及び精神保健福祉センターにおいて処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会議（部会に関する事項にあっては、部会）で定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

区 分	機 関 ・ 団 体 名
学識経験者	精神保健福祉関係
司法関係	神奈川県弁護士会
	神奈川県司法書士会
医療関係	川崎市医師会
経済・労働関係	川崎商工会議所
	日本労働組合総連合会神奈川県連合会
	地域産業保健センター
福祉・教育等関係	川崎市社会福祉協議会
	川崎市私立中学高等学校長協会
	川崎市立中学校長会
民間団体	川崎いのちの電話
	全国自死遺族総合支援センター
警察関係	神奈川県警察本部
行政	川崎市健康福祉局障害保健福祉部
	川崎市教育委員会事務局学校教育部

川崎市自殺対策総合推進会議設置要綱

(目的)

第1条 自殺対策に係る庁内の関係課等の密接な連携と協力により、本市における自殺総合対策を円滑に進めるため、川崎市自殺対策総合推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 推進会議は、前条の目的を達成するため、次の事項について協議、検討する。

- (1) 自殺対策を推進するために必要な計画及び施策の策定に関すること。
- (2) 自殺対策に関する情報交換及び調査、分析に関すること。
- (3) 庁内の関係課等が実施し、又は実施しようとする自殺対策に係る調整又は連携に関すること。
- (4) 庁内の関係課等による自殺対策の共同実施に関すること。
- (5) その他自殺総合対策の推進に関し、必要な事項

(組織及び構成)

第3条 推進会議は議長及び委員をもって構成する。

- 2 議長は、健康福祉局を所管する副市長とする。
- 3 委員の構成は、別表1のとおりとする。
- 4 議長に事故があるとき、又は欠けたときは、予め議長が指定する者がその職務を代理する。

(会議)

第4条 推進会議は、議長が招集する。

- 2 委員は、代理人を出席させることができる。
- 3 推進会議には、必要に応じて、関係者を出席させることができる。

(幹事会)

第5条 推進会議の所管事務を円滑に行うため、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、座長及び幹事をもって組織する。
- 3 座長は、健康福祉局障害保健福祉部長とする。
- 4 幹事の構成は別表2のとおりとする。
- 5 座長に事故があるとき、又は欠けたときは、予め座長が指定する者がその職務を代理する。
- 6 幹事会の会議については、前条の規定を準用する。この場合において、「議長」とあるのは「座長」、「委員」とあるのは「幹事」と読み替えるものとする。

(専門部会)

第6条 第2条に定める事項の調査及び検討を行うため、会議に専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会は、調査の必要な事項に応じて置くものとし、部会長及び部会員をもって組織する。
- 3 部会長は、議長が指名した者をもって充てる。

- 4 部会員は、部会長の指名した者をもって充てる。
- 5 専門部会の会議については、第4条の規定を準用する。この場合において、「議長」とあるのは「部会長」、「委員」とあるのは「部会員」と読み替えるものとする。

(庶務)

第7条 推進会議、幹事会及び専門部会の庶務は、健康福祉局障害保健福祉部精神保健課及び精神保健福祉センターにおいて処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は議長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

(関係要綱の廃止)

2 川崎市自殺総合対策庁内連絡会議設置要綱(平成19年10月31日施行)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

別表1 (推進会議)

1	総務企画局	総務企画局長
2	財政局	財政局長
3	市民文化局	市民文化局長
4	こども未来局	こども未来局長
5	経済労働局	経済労働局長
6	川崎区役所	川崎区長
7	幸区役所	幸区長
8	中原区役所	中原区長
9	高津区役所	高津区長
10	宮前区役所	宮前区長
11	多摩区役所	多摩区長
12	麻生区役所	麻生区長
13	病院局	病院局長
14	消防局	消防局長
15	教育委員会	教育次長
16	健康福祉局	健康福祉局長

別表 2 (幹事会)

1	総務企画局	行政改革マネジメント推進室担当課長
2	総務企画局	都市政策部企画調整課長
3	財政局	財政部財政課長
4	市民文化局	市民生活部企画課長
5	こども未来局	総務部企画課長
6	経済労働局	産業政策部庶務課長
7	川崎区役所	保健福祉センター高齢・障害課長
8	幸区役所	保健福祉センター高齢・障害課長
9	中原区役所	保健福祉センター高齢・障害課長
10	高津区役所	保健福祉センター高齢・障害課長
11	宮前区役所	保健福祉センター高齢・障害課長
12	多摩区役所	保健福祉センター高齢・障害課長
13	麻生区役所	保健福祉センター高齢・障害課長
14	病院局	経営企画室経営企画担当課長
15	消防局	警防部救急課長
16	教育委員会	総務部企画課長
17	健康福祉局	総務部企画課長

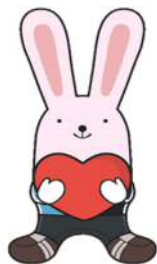
平成28年度 川崎市自殺対策評価委員会 委員名簿

分野	機関・団体名	職名	氏名
学識経験者	(独)労働安全衛生総合研究所 過労死等調査研究センター	研究員	山内 貴史
	(公財)東京都医学総合研究所 精神保健看護研究室	主任研究員	中西 三春
	日本社会事業大学	准教授	贅川 信幸
医師	東邦大学	医学部講師	井原 一成
市職員	健康福祉局	医務監	坂元 昇

川崎市自殺対策総合推進計画報告書

(平成27年度版)

川崎市健康福祉局障害保健福祉部精神保健課
〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地
電話：044-200-2430
FAX：044-200-3932
e-mail：40seisin@city.kawasaki.jp



川崎市自殺対策推進キャラクター
「うさっぴー」です